

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年7月1日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年7月1日(月) 午前10時00分～午後2時39分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船木 庶務課長 荒木 学校施設担当課長
柏木 学務課長 中谷 指導課長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長
原児童相談所担当部長 藤村子ども育成課長
柴田子ども施策連携担当課長 長谷川児童相談課長
金子一時保護担当課長 芝野保育入園調整課長
染谷子ども家庭支援センター長 飛田子育て応援課長
中島保育施設運営課長 佐藤(裕)保育事業担当課長

○午前10時00分開会

○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、保健予防課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

また、子ども育成課長、学校施設担当課長は、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(7) 第60号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(8) 第61号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

それでは、予定表の1の議案審査を行います。

初めに、(7)第60号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、(8)第61号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、私から、第60号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第61号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

資料をご覧くださいと存じます。現在、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、未就学の子を養育する教育職員が1日当たり2時間を限度に休業できる制度である部分休業はございますが、未就学期間のみならず、就学後も同様の扱いができるよう、小学校在学中の子を養育する教育職員が1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合に使用できる休暇制度を新設するものとなります。本制度を導入することで、仕事と育児の両立・調和を一層推進してまいります。

名称についてですが、子育て部分休暇としまして、年齢としましては、養育する子が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間といたします。

施行期日につきましては、令和7年4月1日からといたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○田中委員

今回、子育て部分休暇を増やす議案であります。確認をさせていただきたいのですが、教職員の方について、服務規程、勤務時間とか勤務条件等に関しては、私の記憶では、東京都が教職員の方の勤務時間とか勤務条件を決定するものだと思っております。今回、区の条例で部分休暇を増やすということですが、都との整合性といいますか、都の管轄だと私は認識しているのですけれども、今回のこの対応は区の対応でいいのかどうかという、そこをご説明をお願いしたいと思います。

○中谷指導課長

ご質問についてなのですが、このたびご提案させていただいております条例対象としましては、品川区の固有の教員と幼稚園の教員というところになっております。ですので、学校の中でほぼ大半を占めている都の教員につきましては、こちらの対象になるものではないというところになります。

また、都のほうにつきましては、都の条例というところになりますが、今回の内容については、非常に画期的な23区の中でも初めてやっていく取組でございまして、そういった意味では、こういったことが先導的に都内全域にも広がっていくことを期待しているものでございます。

○田中委員

ありがとうございました。いわゆる都費負担の教職員の方が対象ではなくて、区費負担の教職員の方が対象ということで、他区に先駆けてというお話ですので、他区にも広がるような方向でこの制度が進んでいくことを期待をしていきたいと思っております。

1日2時間の部分休暇という既にある入替制度は、ある程度浸透しているのかと思いますが、いわゆる就学前の子どもを持つ教員の方への支援という考えでいうと、勤務時間を2時間減らすことでどの程度、子育てをされている教員の方の負担を下げるのが期待されるのか。現実的な部分でいうと、2時間ぐらいただと、一旦は学校に行って、2時間分を減らした勤務時間を経過した後に、自宅に戻られて子育てをされるということだと思っております。その2時間という時間がどの程度、子育てをするにあたっての効果があると認識されているのか、確認をさせていただければと思います。

○中谷指導課長

これまで部分休業はございまして、今回初めて、小学校のお子さんを持つ親御さんとして、教育職員に対して適用するというものになります。

例えばなのですが、長期休業中でお休みに入ったとしても、教員としては勤務がありますので、学校に来なければならない。実際にそういったケースを伺ったのですが、学校の勤務時間の始まりというのが大体8時15分からということが多い。仮に8時15分から8時30分に学童に預けなければならないとなったときに、今まではこういった子育て休暇がなかったので、年休を1時間取るというような対応をしていたのですが、これがしっかりできてくれば、子育て部分休暇を取れるようになりますので、真つ当な使い方というのできるのかと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますか。

○あくつ委員

働き方改革ということで、様々な要因で学校の教員の方、教職員の方々が非常に今プレッシャーにさらされているということはさんざん言われていることです。その一つとして、子育て部分休暇、ほかの公務員の方もそうですけれども、今回はそういう内容ですから、全然反対するものではないのですけれども、1点だけ教えてください。

第17条の3、議案にあります文言、「1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると

認められる場合」という文言になっていますけれども、何か例示があつて、何かこういう理由でということ申請をされる。逆に、その時間に娯楽、釣りに行きたいとか、そういったことであれば認められないということなのか。その辺り、認められる場合、認められない場合があるというものなのか、それとも比較的自由にリフレッシュ等も含めて認められるものなのか、教えてください。

○中谷指導課長

教育職員が取れる休暇の制度は様々ありまして、目的がそれぞれあるので、もし今お話にありましたような、釣りに行きたいとかというようなことがあれば、種類としては年休ということになるかと思ひます。

やはり今回に関しては子育てというところになりますので、先ほど申し上げたような、学童に預けなければいけないというような、そういう用途の場合に適用されるものであると思うので、こういった休暇がもし適用されれば、できるということを教員にご案内をするとともに、しっかり今ある種類をきちんと使い分けて申請をするということを働きかけていきたいと思ひますし、そこが適切に実行されるようにしていきたいと思ひています。

○あくつ委員

ありがとうございます。子育て部分休暇を承認をする、申請をする場合には、こういう理由でということは細かく書くのかということ、もしそれがその内容でないということが分かった場合には、それなりのペナルティーがあるのかどうか、ここについて確認させてください。

○中谷指導課長

実際の取得をしていく手続、プロセス的なところだと思うのですが、この辺りは規則改正もありますので、まずはそこも含めて具体的にしっかり詰めていきたいと思ひているところでございます。

○あくつ委員

これから規則を決められるということですが、その中で、先ほど申し上げましたけれども、もし目的にそぐわないということであれば、ペナルティーが課せられると考えていいのでしょうか。

○中谷指導課長

まず、申請の目的については、教育職員がしっかり制度的なものを理解した上で、間違いないように申請するというところだと思ひております。

ペナルティーというのは原則考えていないところですが、そこは管理職である校長、副校長と当該教育職員がしっかりコミュニケーションを取った中で、円滑にこういったものが使われていくようにやっていくべきものだと思ひております。

○あくつ委員

繰り返して申し訳ないのですが、いわゆる区の固有教員ということになりますと、しかも短時間ですから、比較的短い間で戻られて、こういう子育てのために使われるということ。そうすると、やはり保護者の目に触れる機会が増えるのではないのかと思ひていまして、そのときに、例えば、パチンコに行っていました。これはごめんなさい、性悪説に立つての話ですけれども、そういったものが保護者に見られた。こうしたことも考えられるのではないのかと思ひて、先ほどからこのような話をしましたが、先ほどのご説明によりますと、学校側がそれはしっかり校長先生以下、管理職が管理をされるということで、管理者側が責任を持つということによろしかったでしょうか。

○中谷指導課長

ご指摘のとおり、管理者がしっかりまず管理をするということが前提になっております。本来ですと、

当該職員が子を養育するために取得するという目的なわけですが、万が一、それ以外のことで取得を申請して、もしそれを進めてしまったということになれば、それは事故の扱いになってくると思いますので、そこは厳しく見ていかなければいけないところだと承知しております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

私からも質問させてください。本件については、対象職員の方の子育てをしやすくする制度として前向きに捉えているのですけれども、他方で、他の職員の方への負担増とか、学校教育に支障にならないかというところで、対象職員の方がお休みのときに、子どもたちへの教育に支障がないかどうか、手当などで、何か考えていらっしゃいますでしょうか。

また、現実的に制度ができたとしても、なかなか取りづらいうことで、休めないということがないかというところのお考えをお聞かせください。

○中谷指導課長

今年度から会計年度任用職員を様々な形で増員をしておるところです。趣旨としましては、正規の教員の方々が、例えばですけれども、こういった休暇などを取られるときに、そこを補完していくというような意味合いを持っておりますので、そこはしっかり状況を管理、見ていながら、必要に応じてまた増員をするということも進めていこうかと考えているところです。

取りやすいかということのご質問なのですけれども、実際、やはり平日にしてみますと、教員は授業を持っておりますので、そういったところでの調整というのは必ず必要にはなってくるものかと思えます。

ただ、お子さんがいらっしゃるって、そこを支援していかなければならないというのは、教員の職員集団の中では非常に持っているところですので、例えば、先輩の教員だったり、これから子育ての方もいろいろいらっしゃるわけですが、お互いそういったところを支え合ってやっていくということがコミュニケーションとしてはとても大事なところだと思っているので、職員室の雰囲気の醸成というところを大事にしながら、休暇を取りやすい仕組みというところをつくっていきたいと思っています。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。ぜひそのような雰囲気づくりを醸成していただき、制度を使っただくとともに、現場の皆さんにもご協力いただきながら、うまく回るように進めていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第60号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。新しい試みで、小学校在学中と幅広いのが大変よいことだと思っております。今後は介護休暇なども含めてご検討いただきたいと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第60号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第61号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第61号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

(2) 令和6年陳情第31号 品川区立学校図書館の充実に関する陳情

○こんの委員長

次に、予定表の順番を再度入れ替えまして、予定表の2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(2) 令和6年陳情第31号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内品川図書館長

それでは、私からは、品川区立学校図書館の充実に関する陳情につきまして、学校図書館運営支援業務などにつきましてご説明申し上げます。

まず、学校図書館でございますが、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的といたしまして、学校図書館法で学校に設けることを義務づけられている施設でございます。校長を学校図書館長といたしまして、児童・生徒、教員の利用に供するため、資料の収集や学習活動の支援、また、レファレンスサービスなどを行っているものでございます。

区では、学校図書館支援のために、学校図書館運営支援スタッフ配置につきまして、週15時間、年間735時間、また、新たに一部の学校ではございますが、クラス数の多いところにおきまして、週18時間、年間882時間といたしまして、学校図書館現場の支援を行っているところでございます。

支援スタッフにつきましても、総合評価方式による業者選定を行った際に、司書等の資格を持つ者などといたしまして資格要件を付し、質的な支援内容の充実にも取り組んでいるところでございます。

学校図書館運営支援スタッフの勤務時間の計画的な増につきましては、今までの経緯、また、現状の課題などを踏まえ、適宜検討してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○田中委員

ありがとうございます。いわゆる読書習慣というのは、大人になってからも大切なことでありまして、それを小さな頃から身につけていくということは、子どもが大人になってからの人生において、やはり教養を身につけるだとか、新たな知識を身につけるだとか、いろいろな意味で本に親しむということはすばらしいことだと思っておりますので、そこはぜひ期待をしながら、いわゆる指標として、不読率というのですか、今の現状というのはどういう状況なのかということの確認をまずさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○河内品川図書館長

不読率でございます。これは1か月に読む本の冊数でございますが、小学校におきましては例えば、1人当たり平均で10冊近くなどというところもよくありますが、これが中学校以上になりますと、要はティーンズになりますと、非常に落ちてくる。1か月に0.9冊とかというような数値を示す。こういったティーンズの不読率の低下のためには、やはりおっしゃいました、幼少期から小学校時代の読書習慣が非常に大切だと言われております。

そういったものに寄与するために、やはり読書を始める機会、あるいは継続する機会というのは、図書館におきまして、雰囲気づくり、利用しやすさなども大事なこともございまして、学校図書館の司書におきましては、なるべく継続して長くと、校長先生からは要望等出ているところもございまして、そういった総合的なもので、図書館につきましての親しみ、習慣化を図っているところでございます。

ティーンズにつきましての不読率の改善につきましては、現在、子ども読書推進計画につきまして策定中ございまして、そういったところも併せまして、今後対応を進めてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員

今、推進計画を策定中ということですが、読書習慣を身につけるに当たりましては、もちろん司書の力も必要だとは思いますが、一方で、いわゆる国語の授業の中で本に親しむことを教えていただくことが一番直接的な行為でありますし、つながるし、その延長で図書館を利用するように興味を持ってもらうような方向に育んでいただく。そのときのサポートとして司書の役割が発揮されるのかとは思いますが、そういう意味でも、全体的には推進計画のしっかりとしたものができて、そして、それを具体的に実行に移していただいて、不読率をアップしていただくということはぜひ期待をしていきたいと思っております。

一方で、司書配置について、いわゆるこれまでの契約の状況で、先ほどあった説明で、少し時間が増えたということですが、これは一定の司書との契約条件というか、そういうものがあるので、途中で変更するというのはなかなか難しいところもあるのかと思うのですが、今までずっと一定の時間が経過していて、このところ、一時的にですが、少し増えたという経緯は、いわゆる通常の契約更新ということではなくて、例外的な対応であったように聞いてはいるのですが、現状の状況について確認をさせていただきたいと思っております。

○河内品川図書館長

令和6年度から5校増やしてございます。司書の契約でございますが、令和5年度を第1年目といたしまして、総合評価方式を用いまして、5か年を前提といたしまして、各業者の方にご参加いただき、決定されたものでございます。したがって、5か年につきましては、同じ契約金額でやるということが大前提になってまいります。

一方でございますが、現状のクラス数などですが、1年生の方、2年生の方、これは要するに令和6年、5年に入られてきた方ですが、やはり今回、対応させていただいたところを中心にしたところ、1年生、2年生のクラスなどが非常に多い点、それから、一番コンパクトなところと、それから今、この陳情書に書いてありますが、28クラスなどというところで、クラス数で2.7倍、それから生徒の数でいうと4倍近く差が出てきているというところございまして、そうしたところを何とかというところで、契約変更が可能な範囲で契約部署といろいろ調整があるというところで可能にしたものでござい

まして、どこでも何年でもできるという、契約のやり直しになりますので、そういった条件の中で、そういったクラスが増える、人数が増えるといったところにつきまして、重点的に対応させていただいたというところがございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございます。昨年の同じ陳情の内容で、議事録も何回か読ませていただきましたけれども、確認なのですが、今回のこの学校図書館運営支援スタッフの、品川区の契約をする際の資格要件を付与されたということですが、それは去年からですかね。令和5年度の契約からというところのその資格要件についてまず教えてください。

○河内品川図書館長

司書以上などの要件は表記をしております。司書、司書補、司書教諭などという資格があるのですが、現在の状況を見ますと、司書または司書教諭の割合につきましては約9割というところで、そういった質の向上という意味で、まずは人数以前の問題として対応させていただいているというところがございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。司書、司書教諭で9割ということで、今回3社と契約されている中で、資格を持った方が取り組まれているということですが、司書の仕事の内容、今回の陳情の内容にも書かれているのですが、仕事の中で、当然貸出しの処理とか、返却の仕事等あるのですけれども、その中で教職員の相談対応ということが大きく、ICTということもあるのですけれども、クローズアップされて陳情の中に出ているのですが、これは実際に現場から教職員のほうから、ぜひ司書を活用したいという声があるのかどうかということ。もしあるのであって、何か品川区で学校の中で司書を活用した実例というもので把握しているものがあれば、ぜひ教えてください。

○河内品川図書館長

司書を活用したICT教育でございます。まず、学校司書の役割の部分でございますが、図書館の資産をフル活用いたしまして、授業のサポートをするところがメインになるのですが、一方で、情報、新聞などによりますと、様々なICTの情報も入ってまいります。デジタル専門ではございませんので、そこまでの専門的な技量はございませんが、情報や専門書などの紹介によりまして、ICTの適切な運用等につきまして、ご助言申し上げるところは把握しているところでございます。

○あくつ委員

ICTに関するところは分かったのですが、多分ここでおっしゃっている、司書の本来業務の中の教職員のサポートというところは、いわゆる学校の教育的観点で、例えば、私のイメージですが、学校の教員からこういった資料が提供できないのかとか、こういった形で授業をやりたいのだけれども、適切な資料はないかという、いわゆる学校図書館に限らない、レファレンス機能のところ。私も国会議員の秘書をやっていたときに、国会図書館は、まず第一の目的として、国会議員のレファレンス機能ということで、国会議員から問合せがあれば、それに沿った形での資料を整えるという役割がまず第一義的にありました。全ての発行物の保管ということも、そういったものがあつたのですけれども、司書というのは、そういったものも職務のうちに入っているのかどうか。そこについて確認をさせてください。

そのところでの、何か教職員、現場からのニーズ、これは図書館長というよりは、もしかしたら教育

委員会というか、指導課とか教職員のほうなのかもしれませんが、そういった要望を、正直言うと、あまりイメージができません。教職員の方が学校図書館にそういったことをサポートしてくださいということ、あまりお願いをしているイメージがないので、そこについての現実というか、そういうものを教えていただきたいと思って質問しました。

○河内品川図書館長

仕様書に記載しております、契約内容でございますが、レファレンス授業支援業務、それから、教職員相談対応というものがございます。なので、レファレンスにつきましては、読書相談への対応を行うこととともに、授業支援、授業資料の収集を行うこと。おっしゃるとおり、他の図書館にあるものなど、様々な情報を先生にお伝えして、ご活用いただくという支援の仕事が入っております。

それから、資料に関する相談があった場合は誠実に対応することということで、詳しい内容は、私どもの報告、いろいろ報告書はたくさんあるのですが、そのように様々な、ICTに限らず、この授業ではこんなものが効果的ではないのかなどというものも、計画書をつくる段階から、学校の先生と打合せしながら進めている。そのような状況でございます。

○丸谷教育総合支援センター長

例えば、低学年のお子さんについては、読み聞かせの本でよりよいものがないかという相談を受けたりですとか、高学年あたりになってきますと、調べ学習等、例えば、社会、理科、国語等でございます。何か調べ学習や探究学習に活かせるような資料はありませんかということで、教員が要望して、それに応えていただくというような事例はございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。教育総合支援センター長からもご答弁いただいて、現場からのニーズがあるということも確認させていただきました。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。先ほど中学生になると読書離れが進むというお話がありまして、本当に子どもたちの活字離れが著しい中で、区は司書がいることで不足部分を補っている点から、質の向上に向けて施策を前に進めていただいていることを理解しています。

その上で、近年、不登校の児童・生徒が図書館にいるような場合もあるのではないかと考えておりまして、学校図書館運営スタッフの方がそのような児童・生徒に対応することもあるのか、事例があれば現状をお聞かせいただきたいと思っております。

○河内品川図書館長

学校司書学校図書館の運営について、不登校の児童・生徒の居場所などのことについてのご質問かと思っております。

図書の整理や図書館の運営だけに限らず、これを示す貴重なアンケートがあるのですが、毎年4月に学校長の図書館に対するアンケートを取らせていただいております。その際、こういった契約に際して、人が替わっても時間を増やしたいですか、今の人に継続してほしいですかというアンケートを取りますが、やはり継続をお願いしたいというような声を多数伺います。これはなぜかといいますと、やはり生徒や地域の方に顔が浸透した、親しみが増した方というところがあり、図書に対する入り口として大変効果的なものであるということで、校長先生もこのアンケートを出されているという点がござい

ます。

そうしたことから、学校司書につきまして、親しみのある図書館運営ではないのですが、単に貸します、これがいいですというだけではなく、声かけなども含めまして、図書館長会でいろいろそういったことがあるように聞いたこともあるのですが、学校図書館におかれまして、そういったことを心がけて運営していると業者から報告を受けているところでございます。

○西村委員

ありがとうございます。学校の先生に相談できないけれども、図書館のスタッフにはご相談ができたとか、そういった生徒もいらっしゃるのかと、お話を聞いて思いました。図書館が持っている可能性は大変大きいと思います。

私、個人的には、今後学習センターとしての機能に期待したいと思っております、学習障害のある児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにして理解を深めるですとか、実際に今やっただいている部分はあると思うのですけれども、言語活動とか探究的学習の場としても、まさに今おっしゃったみたいに、一体的に取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。もしよろしければ、一言お願いいたします。

○河内品川図書館長

学習センターということで、そういったところも大変重要な機能だと認識しているところでございます。子どもたちの知性の育成を含めまして、図書館が非常に重要な役割を果たせますように、そういった方向性で業務などを進展していきたいと考えてございます。

○このの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第31号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会から願います。

○西村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いをしたいと思っております。

図書館運営支援スタッフの充実は前向きに捉えていくべきものと思っておりますが、区は、クラス数の多いところに対して着手しているというご説明もありました。全体バランスを見ながら進めていただいていると思っております。引き続き規模の大きい学校からご検討を続けていただきたいと思います。

○あくつ委員

本日結論を出す、不採択です。

先ほども確認させていただきましたが、学校図書館に図書館司書を増やすということについて時間を増やすということについては前向きであるべきだと。先ほど自民党がおっしゃったとおりだというのはありますが、現実問題として、令和5年度から令和9年度の5年間、業務委託をしていて、今回、その中で最大限、できる範囲での時間数の増加、15時間から18時間増やしたということもありましたけれども、いきなりそれを全部増やすというわけにはなかなかいかないということもありますので、昨年の質疑の中でもありました、受ける側の問題もあって、これをいきなり増やしてしまうと、なかなか受ける側も受けられないという質疑も前回確認をさせていただきましたので、陳情の趣旨としては分かり

ますけれども、今回はいきなり増やすということはなかなか難しいということで、不採択とさせていただきます。

○山本副委員長

本日、結論を出すでお願いいたします。

内容のところですが、陳情者のお考えや思いに共感しておりまして、学校司書の時間を増やす方向で今後検討いただきたいと考えておるのですが、先ほどあくつ委員からもお話がありましたけれども、理事者の方からもご説明いただき、委託契約上の制約があって、配置時間増の実現が困難という状況から、採決に関しては不採択でお願いいたします。

私も周りの身近な子どもたちに話を聞きますと、図書の授業のときに、司書の方に読み聞かせをしていただいて、とても楽しいという声や、本を選ぶのに相談に乗ってもらえてうれしいといった意見が多数聞くことができました。やはり読書が好きになるきっかけづくりに学校図書の方は大きく貢献しているのだと考えています。

読書の習慣は国語力を伸ばす重要な役割を果たしていると考えていますので、学校図書の時間に司書のスタッフの方がいらっしゃるという意味はとても大きいのではないかと考えています。

陳情の内容にもあって、私も調べてみたのですが、品川区の公立小学校37校のクラス数を調べてみますと、15時間の中で収まる学校もありますが、やはり足りない学校がまだまだあって、特に浜川小学校は28クラスあって、今回増やしたとしても、まだ小学校3年生までしか確保できていないということで、かなり差があるというのは、やはり実態としては、事実としてはあるのかというところで、この陳情者の方がおっしゃる思いというのはすごく伝わってくるところであります。

品川区としては、学校教材費の無償化を進めるなど、子育て支援に対する取組は23区でもトップクラスだと考えておりますけれども、同時に、教育に対する質の向上に対しても同じように進めていただきたいと考えておりまして、契約の関係などですぐに大幅に増やすことは難しいとは思いうことはお聞きしていて、あるのですが、できる限り、少しでも多いクラスを中心に増やしていくという試みをやはり検討していただきたいということがまず1つと、それから、次の更新に向けた準備を進めていただきたいと。そのときには、そのときの小学校6年生分の授業数全てに学校司書の方が配置できるような数字、それから、今、品川区、すごく子どもたちの人数が増えていて、この1年間だけでも16クラス増えているというような状況ですから、先々も増えることもある程度考えて、柔軟に契約ができるような準備を進めていただきたいと思っております。

それから、効果の確認もとても大事なことだと思っております、今も理事者の方からご説明いただきましたけれども、学校司書の方がいてくださることで、どういいのか。これをやはり把握していくこと、それを確認していくことが大事だと思っておりますので、学校司書から来る日報等で勤務の中身を確認しながら、各クラスで読み聞かせなど、役割を果たしていただいていることを確認しながら、その効果を材料、根拠として、次の契約のときの時間増加の参考にしていただきたいと考えております。

○せらく委員

本日結論を出すで、態度は不採択でお願いいたします。

いただいた陳情の内容も確認いたしまして、本当に学級数が増えている。品川区はそういう状態だとか、司書の役割も広がって、学校図書館の充実ということは、おっしゃるとおりだとは思っております。

しかし、品川の学校現場では、ほかにもいじめや不登校など、幾つか喫緊の課題があると把握してお

りますので、ほかにも充実させなければいけないことがあるのではないかと考えております。

加えて、今年度から拡充した部分はしっかり効果検証は行っていただきまして、今後も皆様おっしゃるとおり、充実に向けては前向きな方向では考えていただきたいと思います。今回の陳情に関しては、そのようによろしく願いいたします。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

この陳情にある内容については、理解させていただきました。今年度からこのように時間数も増やしたというご説明がありまして、今後も適宜検討していくというご説明もいただきました。今年度のこうやって増やしたことによる、教員の側からの評価や児童の評価をしっかりと検討して、今後の検討につなげていっていただきたいと思います。

ほかの委員の方からもありましたけれども、急に契約上、大きな変更というのは難しいというのは理解しています。当面の間できることとしては、こちらの陳情書にはないのですが、一部話が出ていましたけれども、学校図書館ボランティアの方に協力していただくことを学校現場で積極的に、少し言い方は失礼かもしれませんが、PTAの方にお任せするとかではなくて、学校のほうからこういった図書館における学校図書館ボランティアの方の貴重な存在、できることの制限がこちらに詳しく説明してありますけれども、そういう点があるとしても、学校図書館ボランティアはかなり各学校で一生懸命やっただけなので、そちらの支援をこの場でお願いしたいと思います。少し陳情とは離れてしまいましたけれどもよろしく願いいたします。

○田中委員

本日結論を出すで、私も態度としては不採択です。

理由は、先ほども申し上げましたが、読書というのはその人の人生を豊かにするものでありまして、読書習慣を身につけるといことは大変重要だと思っております。その中で、現在、推進計画が策定中であり、まずは主は、その推進計画を実行に移して不読率を下げっていくということを、教育委員会としてぜひ力を入れていただきたいと思います。

その中で図書館運営支援スタッフの方をどうするかという部分ではありますが、これまでも出ておりますが、契約の関係で5年間の中で、例外的に見直したタイミングがありましたけれども、基本は5年計画の中でまずは実行に移していただいた上で、その後、これまでの状況を踏まえた中で、延長するかどうかは今後また結果を踏まえて検討をぜひしていただきたいと思います。より充実させるという観点からも、方向性としては増やす方向でお願いしたいと。

ただ、今回の陳情に関しましては、契約期間中の対応ということなので、それは難しいと思っておりますので、不採択ということをお願いしたいと思っております。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決より採決を行います。

それでは、令和6年陳情第31号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情についてをお諮りいたし

ます。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(9) 第69号議案 児童自立支援施設に係る事務の委託について

○こんの委員長

次に、予定表の順番を再度入れ替え、予定表1の議案審査を再度行います。

それでは、(9)第69号議案、児童自立支援施設に係る事務の委託についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、第69号議案、児童自立支援施設に係る事務の委託についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。初めに、項番1、提案理由でございます。こちらは、本年10月の児童相談所開設に伴い、区は、児童福祉法施行令の規定によって、児童自立支援施設を設置することとなっておりますが、現時点では、人材育成や施設整備の点に課題があるため、既に児童相談所を開設している他区と同様、この事務を東京都に委託するというものでございます。

次に、項番2、児童自立支援施設についてでございます。簡単ではございますが、ここで施設の概要をご説明させていただきます。本施設は、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、必要な指導を行うこと等を目的として運営されている施設となります。

区内では、(2)にありますとおり、萩山実務学校および誠明学園という2つの都立学校がその役割を担っております。

項番3の委託概要は記載のとおりでございますが、(3)経費の負担にありますように、委託事務の管理および執行に要する費用の一部は区が負担することとなります。

規約につきましては、別紙をつけさせていただいております。

また、施行期日につきましては、児童相談所開設日に当たる本年10月1日となっております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。今回の委員会資料の提案理由のところにありますけれども、趣旨はよく分かるのですが、早急に設置することは困難であることからという説明があるのですが、今回というか、数年前の法改正によって、今回、基礎自治体である品川区のほか、23区特別区の中でも、児童相談所を設置する自治体は、多くが、全てなのかもしれませんが、東京都に委託をしていると聞いているのですが、これ、早急に設置することは困難ということは、将来的には品川区がこういった児童

自立支援施設というものを備えるようなお考えがあるのかどうかというのが1点。

それと、2のほうの都立の児童自立支援施設、これは私も区内の相談者から、ここに行くようにというような話で相談を受けたことも以前ありますけれども、この2つの違いについて、距離的なものもありますが、都下というか、特別区からはかなり離れているというイメージなのですから、この2つの違いについて教えていただければと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいまご質問いただきました2点についてお答えいたします。

1点目は、区として将来設置をしていくかというお話でございますが、まず、前提として、品川区より先に児童相談所を設置している区というのが8区ございまして、そちらはいずれも委託をしているという状況にあります。

また、全国的に見ましても、中核市で児童相談所を設置している市なども、県のほうに委託をしているという状況でございます。

その理由といたしましては、児童自立支援施設は、寮を附帯した学校ということで、教育、運動、生活指導全てを行っており、大変規模も大きく、また、専門性の高い施設となっております。

したがって、現時点では、区としていろいろと研究はしているのですが、設置の見込みは今の時点では薄いと考えております。

2点目の萩山実務学校、誠明学園の違いでございますが、規模をご説明させていただきますと、萩山実務学校が中学生および中学卒の子が一部いらっしゃるのですけれども、全員で120名の定員となります。

一方、誠明学園に関しましては、規模感はあまり違いがなく、こちらは130名の定員となっておりますが、こちらは主に小・中学生が通っています。したがって、対象となる学年に大きな違いがございます。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。前段の部分で、児童相談所設置市はそうしなければいけないということで、早急に設置することは困難であるという、実際的にはなかなか現実的には難しいということもよく理解できました。

2番目のところでございますけれども、最後、よく違いについては今分かったのですけれども、現状で既に品川区からこちらの学校に入所をされていたり、また、保護者の下から通わせてという表現があるのですけれども、こうしたお子様がいらっしゃるのか。いらっしゃれば何人なのか。もしくは、プライバシーに関わることなのでお答えできないのかということも含めて、最後、参考に教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

人数の部分だけお答えさせていただきます。品川区に住所を置いている子どものうち、東京都の施設には2名入所しております。

また、国にも同様の施設がございまして、そちらには1名、入所しているという状況でございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

ご説明ありがとうございました。この児童相談所の移管に関しましては、いわゆる自治権拡充の大きな流れの中で、清掃事業だとかが区に移管された流れで、児童相談所も移管されるということでありまし

たが、そもそも都と区の、特別区、23区との協議の中で、児童相談業務の性質上、これは都の視点としては、なるべくプライバシーを守るといふか、子どもあるいはご家庭の環境をなるべく影響を受けないような形で相談するということの必要性から、地元にあるとそれはすぐ分かってしまうので、東京都は東京都の立場でやるべきだという視点でこれまで来ましたが、一方で、区の側はより身近な区であるがゆえに、よりきめ細かく寄り添った対応が取れるということで、しかも、区の役割であった子ども家庭支援センター、いわゆる児童相談をする中での予防措置も含めて対応が細かくできるということの主張があって、最終的にはご案内のとおりで、先行して8区で、今、品川区が10月から児童相談事務が移管されるということでありましたが、そもそもの考え方の中で、今回の自立支援施設というのは、まさに都側が言っていた部分なのだろうとと思っているのですが、ただ、その一方で、当時区側が児童相談事務を区に移管すべしと言ったときに、自立支援施設を含んで受入れを決意したからこそそういう主張をされていたと私は思っていたのですが、当時から自立支援施設は区では対応できないから、はなから東京都に委託をするような形で、ただ、相談業務の部分、肝の部分は区に移管するべきだといふ、そもそもの考え方として、当初から切り離してきた考え方だったのでしようかといふ、そこを確認したいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

今、田中委員からご質問いただいた件につきまして、お答えさせていただきます。特別区が児童相談所を開設できる契機となりましたのは、平成28年の法改正でございますが、それ以前から、児童相談所の移管については都区で議論がなされてきたところでございます。

私もその当時、詳しいところまでは聞き及んでいないのですが、後々聞いたお話ですと、相談業務、それから、こういった施設の利用等については当時から5分野ごとに様々な検討がなされてきたと聞いております。

その段階で、他の自治体の事例等を見るに、児童相談所を設置しても、児童自立支援施設は県立のものを使い合うといったところが多く見られた。そういったところも、早い段階で東京都と協議がなされていたと伺っております。

○田中委員

対応する場所が委員会が違うのであれですが、財調で児童相談所の移管分0.1%が23区側に来たという部分、流れは、経過的な措置としてだと思いますが、恐らくそこを都に足元を見られているのではないですけども、覚悟感がどれだけあるかといふところの中で、本来であれば、もっと先行しているまず3区が移管されて、その実績を踏まえてということであったにもかかわらず、いまだに0.1%のままの財調分しか来ていないといふのは、恐らく都側はそういう覚悟の部分も見ているからなのだろうと。

多分、財調のことは所管は総務委員会になるので、この程度にしますが、先ほどのご質疑の中でも、区としていつまでとか、やる見込みがあるのかといふ部分は大変厳しいといふか、その可能性はなさそうだといふところではありますが、だから、都に対しては、そこは姿勢としては全部やるのだという姿勢を見せつつ、ただ一方で、きちんと移管されている児童相談事務、これを予防のところから、だから、要は重篤化しない手前でいかに封じ込めていけるかといふところが、身近な自治体が運営することの一つの大きな意味合いだと私は思っていますので、そういった視点で、移管してよかったと。特に子ども、親御さん、また、都民の、区民の皆さんに思っていただけのような対応をぜひしていただきたいという要望で終わらせていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第69号議案、児童自立支援施設に係る事務の委託についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより第69号議案、児童自立支援施設に係る事務の委託について、採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第51号議案 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例

(5) 第53号議案 品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例

(6) 第54号議案 品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

○こんの委員長

次に、(3)第51号議案、品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例、(5)第53号議案、品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例、(6)第54号議案、品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例を一括して議題に供します。

これらの3議案につきましては、連携する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

それでは、私のほうから、第51号議案品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例、第53号議案品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例、第54号議案品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例につきまして、一括して説明させていただきます。

1番、制定理由でございます。現在、区内の児童福祉施設等におきまして、国が定める省令および東京都の条例に基づき運営してございます。令和6年10月に区立児童相談所が設置されることから、現在都が行っている事務の一部が区に移管されるため、現在適用されている同水準の基準を条例で定めるものでございます。

2番、条例案でございます。第51号議案は別紙1、第53号議案は別紙2、第54号議案は別紙3に条例案文を記載してございます。

続きまして、3番、条例案の主な内容でございます。別紙51号議案の主な内容をご覧ください。現在、児童福祉施設については、国の法令と都の条例によって基準が示されております。都の基準は一部国の法令よりも厳しい基準を採用しています。今回品川区として条例を制定するに当たり、都の基準を採用するため、国基準を超えた部分について記載しております。例えば、設備につきまして、国は乳児室の面積は1人につき1.65㎡以上と規定しているところ、区は3.3㎡以上としております。保育時間については、国基準では8時間と規定しているところ、区基準では11時間としております。保育士資格について、国では保健師、看護師または准看護師を1人に限り保育士として認めることができますが、区では保健師、看護師のみを保育士として認めます。

別紙53号、54号議案の主な内容をご覧ください。51号議案と同様に、認定こども園についても、運営基準等や認定要件につき、国基準を超えた部分につき同様に規定してございます。現在運用されている水準と同水準の規定を定めた条例を制定することで、児童福祉施設の適切な運営等を引き続き実施してまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

事前に何回か私も説明を受けたのですけれども、もう一遍確認させてください。児童相談所の設置に関して、児童福祉施設等についての条例を整備するということになっているのですけれども、まず、そもそも区内の児童福祉施設というのは何を指すのか、全て教えていただきたいというのが1つ。

それと、児童相談所との関連でこれを定めなければいけないというところの理由について、何度か説明を受けたので、大体は理解しているつもりなのですが、もう一度、確認の意味で教えてください。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

まず、初めに、区内にあります児童福祉施設でございます。保育所、児童センター、母子生活支援施設、児童発達支援センターなどでございます。

次に、制定理由でございますが、児童相談所を設置いたしますと、児童の相談業務だけではなく、引き続き児童の支援には児童福祉施設が大きく関与してございます。そのために、児童福祉施設の認可でありましたり、里親の認定など関連する事務、大きく16分野に分けて区に移管されるということになってございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

すみません。議案審査のことについてなのですが、児童相談所が開設されることになったということでの条例改正であるのですが、例えば、別紙2のところの第5条に、品川区児童福祉審議会条例第1条に規定するとあるように、これを審査する前に、審議会条例を先にやってからなど、順番的にはどうなのでしょう。いいのですか。

○こんの委員長

ご質問ありがとうございます。今、田中委員がおっしゃった内容の審査に関わる理事者が、今、別の委員会に出ています関係で、どうしてもこの順番という形になっておりまして、ご了解ください。

○田中委員

やむを得ない事情があるということで、この審議会条例が通ったという前提で話を進めるということですか。そこは分かりました。理解します。

○こんの委員長

ありがとうございます。

○田中委員

その上で、今、ご確認いただいたので、私も少し理解がさらに深まったのですけれども、では、1点だけ確認なのですが、2枚目のところに、付則4の保育士、国は保健師、看護師または准看護師を1名に限り保育士としてカウント可ということなのですけれども、介護士不足もちろん言われている中で、保育士の不足ということも言われているかと思うのですが、そういう中で、国は准看護師を保育士としてカウントするとなっておりますが、一方で、区の場合は今回は准看護師は外れているのですけれども、保育士不足ということがある中で考えると、実際に現実としてどれぐらい対象者がいるのかどうかというのがあるのですが、保育士不足を解消する上では、品川区も同様の状況だと思われるので、准看護師も保育士としてカウントしてもいいのではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○佐藤（裕） 保育事業担当課長

現在ご審議いただいているこの条例案につきまして、これは東京都の基準をそのまま横引いているというようなものがございます。東京都でなぜこのような制定理由にしているのか、准看護師を除いているのかについては、申し訳ございません、把握していないのですけれども、考えられる点としては、准看護師は都道府県で認定しているものでございます。現在、保育所は広域に展開している事業者がたくさんいらっしゃいますので、都道府県のみで考えられている基準によって認められている人を、東京都で採用するというのを外しているのではないかと考えております。

現在よりも緩い基準になってしまうということを、この点だけ認めてしまうと、ほかの点についても様々検討する必要が出てくると思ひまして、現在は同様の水準を採用しているというものでございます。

○田中委員

子どもの視点に立って、条件を国よりも厳しくするという上での受け止めとして、例えば、乳児室の面積で、国は満2歳未満の園児は1.65㎡以上となっているけれども、それより厳しくするという意味で広げるという。要は、子どもにとってはプラスになる方向だと思うのですが、逆に、准看護師を外すという意味の厳しくすることは、正規の保育士がそれで十分賄えているのであれば問題ないのでしょうかけれども、要は対象者が減るので、子どもにとってはマイナスの方向に働く厳しさだと思える

のです。都がそういう基準だからということになったというご説明ではありましたが、そうすると、現実、品川区の保育士の数は十分足りているのかというところのもう一度確認と同時に、また、場合によっては、都はそういう甘い基準だけでも、区は厳しくして、要は広げることでより充実した運営を行うことで、区の独自色を出していくべきではないかと思われるのですが、そこを改めてもう一度確認します。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

まず、准看護師を保育士として認める、これ、俗にみなし保育士というのですけれども、これによる拡大というよりかは、保育士資格を持った方の配置というのを推進していく。こうしたことで、子どもにとって安全・安心な保育を提供していく。このような考えでございます。

○佐藤（憲）子ども未来部長

看護師の配置について、区といたしましては、従前からゼロ歳児園に関しまして看護師を配置して、それで保育士が持っていないスキルであったり知識を十分活用してやっているというところで、准看護師ではなく、看護師を配置しています。准看護師と看護師の違いは、資格要件とか知識とかいろいろあると思いますので、たしか准看護師は、看護師や医師等の指示に基づいて動くというような役割があったと思いますけれども、保育の充実の点から、品川区としては看護師を配置しているというところでございます。

○田中委員

分かりました。どうぞよろしくお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

私も勉強不足であれなのですが、確認したいのですけれども、幼保連携型認定こども園、先ほど児童福祉施設等のところでそういった話が出てきたのですけれども、幼保連携型認定こども園は、品川区ではどの園がそれに該当するのでしょうか。保育所型の認定こども園が幾つかあるというのは承知しているのですけれども、すみません。確認させてください。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

現在、品川区内におきまして、幼保連携型認定こども園はございません。

○高橋（し）委員

ないということですね。ということは、ないけれども、あえてここでは、国や都の関係から、ここで条例の中に冠に品川区幼保連携型認定こども園というのをつけて、今回条例として設置しておく。今後、幼保連携型認定こども園をどのようにしていくかは、この場の議論ではないので、置いておきますけれども、それに備えてという部分もあるのでしょうか。

○佐藤（裕）保育事業担当課長

今、委員がお話いただきましたように、今後設置される可能性がございますので、制定しておくというものでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第51号議案、品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条

例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

児童福祉審議会条例が確認されたという前提で、賛成します。

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第51号議案、品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第53号議案、品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

51議案と同様で、賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより第53号議案、品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第54号議案、品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより第54号議案、品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を一旦終了いたします。

(1) 令和6年陳情第28号 教育・保育等の施設におけるプラスチック製人工芝使用の問題についての陳情

○こんの委員長

次に、順番を再度入れ替えまして、予定表の2の請願・陳情審査を再度行います。

それでは、（１）令和６年陳情第２８号、教育・保育等の施設におけるプラスチック製人工芝使用の問題についての陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○荒木学校施設担当課長

それでは、陳情２８号の件についてご説明いたします。

初めに、区立学校の校庭における人工芝の整備状況でございます。区では、学校改築時や既存校の校庭改修と併せ整備を進めており、これまでに小学校、中学校、義務教育学校合わせ、合計２２校で人工芝を整備いたしました。

整備の目的は３つございます。１つ目に、近隣環境への配慮でございます。校庭から砂ぼこりなどの飛散を防止する効果がございます。

２つ目に、安全な運動環境の確保です。児童・生徒のけが抑制、膝や足への負担抑制に効果がございます。

３つ目に、校庭の効率的な活用でございます。水はけが良好なため、雨上がりにすぐに使用することができます。

実際に人工芝生化した学校において児童・生徒を対象にアンケートを実施したところ、約８割より好評をいただいたことから、整備の効果があったものと認識しております。

一方で、人工芝由来のマイクロプラスチック流出や環境への影響については、一部の調査機関から公表されたデータなどにより、実態として把握しております。

その上で、区としては、耐久性が高く、抜けにくい人工芝の対応や、日常の維持管理徹底、排水口へのフィルター設置など、マイクロプラスチックの流出抑制に取り組んでおります。保育施設についても同様でございます。

また、校庭の人工芝生化を含め、学校施設の整備内容については、保護者会やＰＴＡ役員会、学校だよりなどを通じて学校と連携しながら、児童・生徒や保護者へ周知しております。その際にいただいたご意見や要望は、学校運営に支障がない範囲で計画に反映させております。

以上のとおり、校庭の芝生化につきましては、可能な限り環境への影響に配慮しながら整備を進めていくとともに、情報周知や意見聴取に関しましても引き続き丁寧に実施してまいりたいと考えております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。いかがでしょうか。

○せらく委員

ご説明ありがとうございます。過去の会議録を併せて確認してきました。メリットがある一方でデメリットもあり、学校の児童・生徒へのアンケートでは８割方が好評という、非常に先ほども説明いただいたのですけれども、残りの２割でどういったご意見があったかというのを教えていただけますか。

○荒木学校施設担当課長

デメリットという点でのアンケート回答の残り2割というところだったかと思います。残り2割の内訳でございますが、こちらが「どちらとも言えない」というものが一番意見として多く、2割のうちの半数以上はどちらとも言えないという意見でございました。

一方で、明確な反対意見としての「どちらかといえばよくない」「よくない」といったものは、合わせて1割にも満たなかったという状況です。

そこのご意見といたしましては、その中でも多かったのは、球技をする際のバウンドの仕方が、土舗装のときと比べて少し変わってしまったといったような、使用勝手をご意見として上げているものが多かったというところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。3つのメリットがありますというところで、近隣の砂ぼこり等の割とお声があるということで、私も地元からそういう声を10年以上前にいただいて、これが人工芝に小学校が変わった途端に全く聞かれなくなったということで、やはりとてもすばらしいところがあるということは実感をしています。安全な運動環境の確保というところで、けがの抑制であったりというところは子どもたちからも伺っているところです。あとは使い勝手、水はけ等も良好だということ。

一方で、デメリット、マイクロプラスチックというのはこれはずっと言われていることで、これに関しては、例えば、この前新聞報道で出ていましたが、所管が違いますけれども、エコルとごし等で先進的な人工芝を、室内に限ってではありますが、使用しているというようなものもありました。これは流出というか、プラスチックを比較的含まないような、紙でできているような、そういったものでという報道がありましたけれども、新聞報道でもこの前あったのですが、例えば今後、こうした技術革新といえますか、学校等でもこうした最新の技術を使って、できるだけマイクロプラスチックを出さないような、こうした取組をしているような自治体もあるようですけれども、〔同日後刻に「自治体ではなくて、プロ野球球団等で、もしくはサッカーのフィールド等で採用されている」と答弁訂正あり〕この点について品川区としてどうお考えになっているのか。取組等を将来的にお考えになっているのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

環境に優しい素材での人工芝というところだったかと思います。

こちら、エコルとごしで導入しているものに関しては、委員のご指摘のとおり、紙製というところで、なかなかまだ現状では、学校施設の校庭に対しては、耐久性などの問題から採用を見送っているところでございます。

今後、技術革新などによりまして、十分にこの辺りの強度だったり耐久性が向上した際には、プラスチック製の人工芝と比較検討した上で導入していきたいと考えております。

○あくつ委員

ありがとうございます。エコルとごしのものについては、これは報道ベースですけれども、強度などにはまだ課題があって、今屋内での使用を想定しているけれども、屋外で使える製品の開発も進めていて、今年度中の発表を目指しているというような報道です。先ほど比較検討ということもありました。

ぜひ先ほど検討されるという前向きなご答弁がありましたので、それは日々進む技術革新とともに、品川区も前向きに検討していただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

マイクロプラスチック問題というのは国際的な問題だと思いますが、そもそもはこれ、海洋にプラスチック製品を不法投棄して、それが長年、時間経過とともに分解されて、細かくなって、魚を通じて人体にもというような、そういうサイクルだと思います。ここでいう、人工芝のマイクロプラスチックの危険性を訴えている陳情ではありますが、要は、大きくはプラスチック製品のごみ処理の問題は、海洋投棄もなくして、きちんと処理していければ、マイクロプラスチック問題というのは解決するのだらうと思っていたのですが。1つは、確認なのですけれども、学校の人工芝、これから今、どんどん普及するという段階なので、張り替えるということはまだこれまで学校での経験はないと思うのですが、人工芝を張り替えた後の古い人工芝は、当然、解体業者なり建設業者なりを通じて適正に処理をされていくということですよ。学校の責任として、人工芝の処理に限らず、先々まで確認するという体制は、とられていると思うのですけれども、そこだけまず確認をしたいのですが。

○荒木学校施設担当課長

人工芝に限らず、建築資材ですとか、解体した際に出るコンクリートがらといったものに関しては、どこの業者がどこのルートで最終的にどこの処分場に持っていくのかといったところも書類で区に提出していただいて、そこでしっかり確認しているという状況でございます。

○田中委員

なので、不法投棄でマイクロプラスチック問題が大半は起きているという思いがある中で受け止めておりますが、学校の人工芝が不法投棄になって、それがマイクロプラスチック化されるというルートはないと受け止めます。

その上で、今少しそういうこともあるのかと思ったのは、日々使っている過程で、人工芝が細かく粉碎されてしまって、それが雨の日に下水道に流れて、海に流れるという、そこを言っているのですよね。

というか、あと、もう一つは、仮に粉碎されたものが人工芝上に残っていて、風が吹いた後に、それを子どもや学校の先生も含めてですが、そこにいる方の肺に入ってしまうということを想定されているのかという、その辺の区の受け止めをお聞かせいただきたい。

○荒木学校施設担当課長

私が申しあげた対策につきましては、ふだんの運動だとか利用で、すり減った、抜けてしまった人工芝がどういう形で海洋にたどり着くのを防ぐのだという観点からの対策でございます。

具体的には、人工芝の、校庭の周囲に、校庭の排水口を整備してございまして、その部分から下水道に流れる部分に関して、その接続部分にフィルターなどを設置して、人工芝を捉えるという対策でございます。

もう一点の、風で飛んでいくという対策に関しては、なかなか対策が難しいところではあるのですが、ただ、マイクロプラスチック自体、素材などを業者のほうにも、どういった成分が含まれているのかといったところも含めて確認はしておりまして、ほとんど人体には害がないぐらいの素材しか使っていないのだといったような回答も来ておりますので、まずはできる対策から、流出抑制対策に努めているというところでございます。

○田中委員

できる限りの対策は、区でしていただいていると受け止めます。要は、マイクロ化するというのは、

長年時間が経過されて、細かく細かくなって、それが人体に入りやすくなるという流れだと思いますが、ふだんの学校の授業で人工芝上で運動したことで、仮に少し切れたりすることもあると思うのですが、恐らくその時点は、決してマイクロ化されていない状態だと思えるので、だから、仮にですが、切れたものが口に入ったとしても、異物感を感じるというふうに多くの方は感じられると思うので、学校の経年使用でグラウンド上でマイクロ化するというのはほとんどないと受け止めますが、その辺、何かそういうどこかの研究発表みたいなものがあったのでしょうか。学校のグラウンド上でマイクロ化するという事象はあったのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

マイクロプラスチックの定義というところがございますが、詳しい数字ではないのですが、5mm以下のプラスチックを総称してマイクロプラスチックと呼んでいたという認識でございます。そういう点でいうと、全く目に見えないような細切れなものではなくて、ある程度大きなものも含めてマイクロプラスチックと呼んでいるという状況でございます。

当然、何らかの形で体に付着するだとか、口に入ってしまったといったところであれば、すぐに吐き出してといった対応はできると思うのですけれども、なかなか粉々になってしまったものについては少し難しいかと考えております。

○田中委員

恐らくその場合は胃に入ると思うので、肺に入ることが問題だと思うので、現状は分かりました。ありがとうございます。

○このんの委員長

ほかにご発言ありませんでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第28号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

特に品川区は校庭が狭くて、先ほどもありましたが、近隣住宅との調和も整えていかなければならないと思っています。陳情で求められている点に関しては、これまでの議事録も見まして、清掃を小まめにさせていただいております。また、流出を防止するネットですとかかごも、近年大変進化しているとの記事も見ております。人工芝のマイクロプラスチックの流出に関しては、日々改良されているものを選定していただいていると理解しておりますので、今後も環境に配慮したよりよいものを選定していただきたいと思います。

また、エコルとごしでの紙製人工芝に関しましては、保育施設のテラスの芝などから検討できないか検討して見ていただきたいと思います。と思っています。

○あくつ委員

結論を出すで、不採択です。

先ほどの自分の発言を訂正させていただきたいと思います。既に改良型の人工芝を採用している自治体が複数あるような、私、先ほどそのような質問をしたのですけれども、すみません、自治体ではなく

て、プロ野球球団等で、もしくはサッカーのフィールド等で採用されている。当然そういったものがあるのであれば、採用してくださいと私も申し上げるのですが、先ほどの質疑の中であったとおり、今開発中、途上だということで、先ほどの話、訂正をさせていただきます。

その意味で、先ほど西村委員からもありました、エコルとごしのものは紙製だということもありますが、各種様々な形でマイクロプラスチックを排出しにくい、もしくはしないような形で人工芝の開発というのが進んでおりますので、先ほどのご答弁でありましたとおり、そういったものが比較検討した上で立証できれば、ぜひそういったものに換えていただくという意味で、現状ではまだそれが見つからないということです。見つからないというか、まだそこまで立証できていないということで、今回は不採択とさせていただきます。

○山本副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

マイクロプラスチックの環境に与える悪影響、人体に悪影響を与えるというところは本当に考えるべきテーマだと思いますけれども、これまで理事者からも説明がありましたが、学校の校庭で人工芝を使うというメリットはやはり大きいということで、それから、環境への対策が可能な限り取られているということから、このような結論となりました。

1点、排水口から下水へ流れるときには、フィルターを整備して、防止に努めているということでしたが、区民の方から、それが川で流れている状況を見られたというお話とかもいただいておりますので、その点のところについては、設置して終わりではなくて、やっつけているとは思うのですが、フィルターにどの程度とどまって防止できているかというのを、それぞれ設置したところでご確認いただきつつ、それを効果がしっかりとある状況を把握していただくよう、要望させていただきます。

また、委員の皆様からもお話がありましたけれども、より環境や人体への悪影響が少なくなる素材等の技術革新に対する情報収集に努めていただくとともに、そういった導入例がないか、研究、調査いただければと思います。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

児童・生徒の生活でしたり、教育活動の充実をすることを大事に考えていて、人工芝というのは、ある程度メリットがあると考えています。

私もサッカーなどで人工芝のグラウンドを利用することがあるので、今の時期がとても暑くて、摩擦熱が気になるという部分もあるのですが、そういった部分の対策、暑さ対策を含めて、流出対策と、今後、改良されて、環境に優しい人工芝というものが開発されたら、動向を見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

ご説明いただいたように、目的は理解しました。メリット、デメリットについても、今でき得る限りの対応策を取っているということ承知しました。

ほかの委員の方からもありましたけれども、技術が進んでいるということなので、そういったものを積極的に取り入れて、デメリットをカバーしていただきたいと思います。

○田中委員

本日結論を出すで、先ほどの私の質疑を通じて、しっかり対応を取っていただいているということ

確認できましたので、不採択でお願いしたいと思います。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第28号、教育・保育等の施設におけるプラスチック製人工芝使用の問題についての陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時52分休憩

○午後1時00分再開

○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

(2) 第50号議案 品川区立子育て支援施設条例

○こんの委員長

それでは、予定表の順番を入れ替えまして、予定表の1の議案審査を再度行います。

(2) 第50号議案、品川区立子育て支援施設条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第50号議案、品川区立子育て支援施設条例についてご説明申し上げます。

では、資料をご覧ください。まず、1番、制定理由のところになりますが、本条例は、区内で子育てを行う家庭に対する支援の場を提供する施設について、実施事業ですとか、管理運営事項について定めるような条例になっております。

こちら、子育て支援施設といたしましたのは、在宅の方のみならず、全ての子育て家庭にご利用いただきたいという思いから、こういった名称にしておるところでございます。

続きまして、2番、条例の内容ですが、こちらに関しましては、おめくりいただいて、別紙1、条例というところ、条例案をご覧ください。実施内容については、第3条、事業という項目になりますが、こちら、(1) 乳幼児、その保護者、子育て家庭に対する支援を行う地域住民との相互交流を促進すること、(2) 子育てについての相談、その他の地域における子育て家庭の支援に関する

ことというのが主なものとなっております。

また、こちら、1条お戻りいただいて、第2条になりますが、今回、品川区立八潮子育て支援施設というものをこちらに記載させていただいております。今回の条例の制定というところなのですが、八潮地区への施設の設置に伴う条例の制定という形になっておりまして、こちらについては、先ほど申し上げた条例の内容を鑑みまして、八潮地区初のオアシスルームを置くですとか、ポップンルームというのを置かせていただいて、子育ての相談が行えるような機能を配備してまいりたいと思っております。

また、施設の設置目的を果たすものとして、地域との交流の機能を担っていきたいと思っております。また、条文の第4条記載のとおり、施設の利用というのは無料ということで想定しております。

こちら、1枚目に戻っていただいてよろしいでしょうか。1枚目に戻っていただいて、項番3番になりますが、施行日としては、来年令和7年5月1日というところで想定しております。

また、4番に施設の概要というのを載せておりますが、住所等、記載のとおりとなっております。場所としては、旧八潮南保育園の跡地ということで申し上げれば分かりやすいかというところです。

また、(6)に書いておりますが、運営形態としては、現在のところ、委託による運営というのを予定しております。

次に、別紙2をご覧くださいませでしょうか。別紙2に施設全体の計画図というところから出ております。こちら、施設の特徴として、木を基調としたようなものになっておりまして、木育広場ですとか、木育ルームなど、木に親しみを持てるようなスペースを置くとともに、木材をふんだんに使用したような形のつくりになっております。

また、新しい技術に触れ合える場として、中央左ぐらいになるのですが、デジタルルームということで、少し最先端の技術に触れられる遊びというか、そういったものもできるような場を整えたいと思っております。

また、一番左側になるのですが、パパママカフェですとか、ブックカフェと記載しております。その上にキッチンルームというのがあるのですが、キッチンといっても、何かを調理するというようなキッチンではなくて、あくまで少し物を温めたりですとか、そういった程度のキッチンになってくるのですが、パパママカフェの一角に自販機等を設置するような形になりますので、お持ちいただいたものですとか、飲物ですとか、自販機で購入したものとこのパパママカフェで楽しんでいただいたりとか、お子さんにブックカフェで本を読んでいただいて、乳幼児親子の居場所としてくつろげる場ができたらいというような形のものになっております。

私からの説明は以上になります。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。子育て支援施設条例ということで、今までお聞きしたことがあるような施設の名前でいて、新しい名前だと。子育て支援施設を新たに整備されてということだと思います。パパママカフェの設置なども、うちの会派としてもずっと言ってきたものなので、非常にこの施設自体は歓迎で、多世代交流施設というところで、八潮に限らず、ほかの地域についてはそういった整備がなされていて、八潮地域というのは、ご存じのとおり高齢化率が非常に高い中に、こういう子育て施設を、公園施設を、支援する施設をつくるというところの意義、それと、利用者はいわゆる区内全域を見込ん

でいるのかということ。やはり八潮というのは橋を越えなくてはならないということで、立地的に通うことの困難さがある。特に子育て世帯の方が自転車で来るということになると、なかなか大変な部分があるのですけれども、そこについてはどうお考えになるかというところを教えてください。

○藤村子ども育成課長

2点、ご質問いただきました。高齢化率の高い八潮で、子育て支援施設をやる意義はというところなのですけれども、高齢化率が高いというところが、まずやる意義の一つかと考えておまして、こういった多世代交流の観点で、ご高齢の方がなかなか小さいお子さんと触れ合う機会というのは少ないかと思いますが、こういった施設が、こちら、都営住宅の1階になりますけれども、こういった入りやすい場所にあることによりまして、より多世代交流というのが促進されるのではないかという観点で、八潮地区にまず整備させていただいたというのが、1点目のご質問の回答になります。

また、もう1点ですけれども、こちら、ターゲットが近隣なのか、区内全域なのかというところなのですけれども、ご指摘のとおり、自転車ですとか車で来るのが難しいという点があるので、一義的にはターゲットというのは近隣の方なのかと考えておますが、同時に、近くに大井競馬場ですとか、ホッケー場ですとか、そういった施設もございますので、そちらに遊びにご家族で来ていただいて、例えば、お子さんを預けてホッケー場に観戦ですとか、いろいろな使い方があるのかと思っておますので、今後の運用のほうで検討していきたいと思っております。

○あくつ委員

ありがとうございます。先ほどの1番目の問いに対しては、多世代が交流するために、あえてというところで、この施設の意義もあるのだということでしたけれども、ということは、都営住宅の方も含めて、地域の高齢者が基本的に自由に出入りができるという考えでいいのかどうか、そこを確認させてください。

2つ目のところについてはお考えを伺いまして、一義的には地域の子育て世帯の方ということなのですけれども、こちらに関しては、先ほど車というお話もありましたけれども、駐車場等はこの近くに整備されるのか、それとも近くにあるのかどうか、教えていただければと思います。

○藤村子ども育成課長

地域の高齢者の方がまず自由に出入り可能かというところなのですけれども、あくまで、子育て支援施設なので、その前提を踏まえてですが、高齢者の方に限らず、地域の方が自由にお入りいただけるというものを想定しておりますので、そちらは可能とお答えさせていただきます。

また、駐車場の整備についてなのですけれども、こちらの整備というのは特に検討はしておりませんので、近隣の駐車場、少し遠いのですけれども、公園の駐車場というところをご利用いただく形になるのかと思っております。

○あくつ委員

ありがとうございました。そうすると、1点目の質問なのですけれども、ほかの地域では今ゆうゆうプラザ、多世代交流という形の名称がついていて、シルバーセンターからゆうゆうプラザに転換が進んでいますけれども、ここについては、あくまで子育て支援施設としての検討で、ゆうゆうプラザ等にしていって議論というのは、ごめんなさい、質問が前後してしまって申し訳ないのですけれども、そういった議論はなかったということでしょうか。

○藤村子ども育成課長

本件の施設の土地は都から借り上げているというか、お借りしている形になるのですけれども、もと

もとが保育園の用途としてお借りしている形になりますので、今後もお借りするという形であれば、子育て支援施設という形で運用していくということが妥当なのかということで、検討した結果、最終的にこの形になったという形でございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。計画図について幾つか伺わせていただきたいと思うのですが、パパママカフェが飲食スペースになるのだろうかというのは想像できるのですが、実際にお店が入って、そこで購入できたりするのか、それとも、ただ持ってきたお弁当とかを飲食できるのかというのを伺いたいの1点と、あと、デジタルルームがどのようなものを想定されているのかというのが1点、まずはこの2点を伺えたらと思います。

○藤村子ども育成課長

まず、1点目、パパママカフェのご質問になるのですが、飲食店の店舗に入っていくことは、施設のしつらえ上、少し難しいかと思っておりますので、お持ちいただいたものですとか、自動販売機を設置いたしますので、ご購入いただいたものなどでお楽しみいただければと考えております。

また、デジタルルームの設備というところですが、こちら、今後検討していくところにはなってくるのですが、何か例えばタブレットで書いたものがプロジェクターの中で動き出すとか、そういったあまり高いものというのが難しいとは思っておりますが、お楽しみいただけて、かつ、こういう技術はどんどん進化して、古くなっていきってしまう場合もあると思っておりますので、アップデートしやすいようなもので考えていきたいと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。よく分かりました。

要望でもあるのですが、人工芝のところ、安全に子どもたちが走り回れる場所というのは本当に貴重だと思います。この絵だと分からないのですが、この人工芝のところに遊具などが置かれるのか、それとも走り回れるグラウンドのようなイメージになるのかを伺いたいです。

また、こちらは要望ですが、外国籍の方々も多い地域だと思います。様々な言語への対応もお願いしたいと思っておりますので、以上、よろしく願いいたします。

○藤村子ども育成課長

まず、人工芝のところですが、こちら、今のところ遊具の設置というのは検討しておりませんので、左の上ら辺に書いてあるのですが、テーブルを置いたりとか、椅子を置いたりですとか、少しお休みできるスペースは設置しようと思っております。

また、多言語対応というところなのですが、そちらについても、他の施設と同様に、特に外国籍の方が多いということですので、対応できるように、何かしら機器の準備等をしてまいりたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

すばらしい施設ができると期待しております。八潮にできる意味合いも、多世代交流を活かしてい

きたいということであるほどと思いました。

先ほどの説明の中で、いわゆる委託、運営を指定管理するのだと思いますが、その範囲内で、条例の内容（１）の②のところに子育てについての相談とありますが、相談業務を行う方に委託するのか。この相談部分は、どうするのか。年末年始以外はやるということなので、恐らくそこも委託するのだろうと思いますが、そのまづ確認を。

○藤村子ども育成課長

まず、運営形態として、委託化してまいるかというところですが、現状としては、今、委託のほうで検討したいと思っております。

また、相談業務を委託するかというところですが、そちらも含めて委託という方向で考えていきたいと思っております。

○田中委員

当然、相談にしっかり答えてくれるところを選んでいただくのだろうと期待をしておりますが、いわゆるどういうところに委託をしようとしているのか。選定の対象となるような相手側の要件といいますか、どういうところを確認しながら委託を進めるのか、お伺いしたいと思います。

○藤村子ども育成課長

要件としては、まず、一体としてこの施設全体を運営できるかというところの観点が必要になってくると思うのですけれども、特に相談というのは、ポップンルームですとかオアシスルーム、オアシスルームはお預かりのほうになるのですけれども、そういったところで伺っていききたいと思っておりますので、今、ポップンルームを運営している業者のような形の要件が満たせる業者になればいいのかと思っております。

○田中委員

ポップンルームをどういうところに委託しているのか、それは不勉強でしたので、勉強しながら、今後の推移を見ていきたいと思えます。

一つ確認は、いわゆる年末年始以外は全部開けているということで、非常に門戸を広げた、いろいろな方への相談受付ができるということはすばらしいと思うのですが、時間帯が恐らく６時までだと、ご両親もまだ勤務中の時間帯も、平日であればですが、これは休日も含めて対応するということなので、そこへの配慮はされているということでいいのだと思いますが、確認だけさせていただきますか。

○藤村子ども育成課長

午後６時まで、共働きの方とか、そういったところに配慮してというところであったりですとか、営業日数についても、様々な方がご利用できるようにというところを配慮して設定している形になっています。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

幾つかお尋ねするのですが、この図で、先ほどあった旧園庭なのでしょうけれども、庭に入るのは、矢印の右側から入っていくのか、それとも、各部屋から外に出ていけるのか。図からすると、右からなのか、それが１つ。

あとは、２つ目に、キッチンルームがあるのですけれども、先ほどごめんなさい、説明を聞き漏らしてしまったのですけれども、このキッチンルームはどのような活用の仕方があるのかということ。それ

は、なぜそう言ったかという、例えばこの運営会社、委託されたところが、このキッチンルームを使いながら子育て、食育ではないですけれども、そういう食べ物、料理に関する企画したりとかというのも運営会社によっては考えられると思うのですが、そういうのも踏まえて仕様書に入れていくのかというのが1つ。

それからもう一つは、このキッチンルームを使って、地域の方がここを借りて、パパママカフェみたいなところで、運営会社ではなくて、やっていくという声も、貸出しというのですかね、そういうのも当然声が出てくると思うのですが、目的外の使用になってしまうとすると、あまり地域の方が活用するのがなかなか難しいのかという点です。すみません、3つ、お願いします。

○藤村子ども育成課長

こちら、まず、3点のうち園庭というか、庭のところに入りますけれども、矢印というところというよりは、建物の中から行き来できるような想定にしております。

また、キッチンルームの活用のお話なのですけれども、冒頭申し上げたところではあるのですが、キッチンルーム、調理というよりは、何かを温めたりですとか、ちょっとした、調理と言わないまでも、できるような形のスペースになっておりますので、地域の方が来ていただいて料理をするとか、そういった使用には堪えられないかと思っておりますので、スクエア荏原のように、例えば、カフェスペースをどこかの業者に貸し出すというような形の想定はしておりません。

キッチンを貸し出すという観点はないのですけれども、食育の観点で何かをやっていくというところがあれば、近隣の八潮児童センターと連携して何かできないかというところは、今後、委託の運営会社との協議という形になってくるかと思えます。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございます。先ほど中心は地域だということなので、八潮に住まわれている方が大変期待している施設だと思うので、今後、いろいろな仕様書の中で委託会社に要求していくと思うのですが、ぜひ本当に皆さん、人がたくさん来て、それこそ人が入り切らないではないですけれども、人気が出るようなところになることを期待しています。よろしくお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

ご説明ありがとうございます。今回、新しくできる施設が、児童センターの近隣にあるということ为先ほど伺ったのですけれども、乳幼児と親子に関しては、児童センターも利用できるのかと思っております。今回のこの子育て支援施設と児童センターの利用の選び方というか、どのようなときに使ってほしいみたいなどの想定があれば、教えていただきたいと思えます。

○藤村子ども育成課長

ご質問としては、児童センターのほう、やはり近隣にあるので、確かに乳幼児のところで支援機能というのは重複する部分がありますので、どういうすみ分けかというところなのですが、児童センターのほうは、遊びを提供する場というイメージで考えていただければいいと思うのですが、こちらの施設に関しては、どちらかという居場所機能というところが強いのかということと、併せて、委託会社のほうで工夫をした、例えば遊びの提供というのを行っていくというところがございますので、そちらの利用者の方のほうで、どちらのご用途というか、その日の気分によってというところはあると思えますが、フレキシブルに使い分けていってほしいという形で考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

先ほどの質疑を聞いて、もう一回確認なのですが、第3条のところ、また、説明資料にもあるのですが、目的のところ、乳幼児、保護者はもちろんなのですが、子育て家庭に対する支援を行う地域住民等の相互交流を促進するということで、子育て家庭に対する支援を行う地域住民というのは、先ほど私、質問の趣旨で申し上げた、いわゆる都営住宅であったり、地域の高齢者の方が、特に子どもの見守り等ではなくて、この施設を自由に入出入りをして、ひなたぼっこをするなり、もしくは、そこで時間を過ごす居場所機能、ゆうゆうプラザ的などところでの、先ほどそういったことも自由にできるのでしょうかという質問の趣旨だったのですが、ここの目的のところには、子育て家庭に対する支援を行うという条件がついているように見えるのですが、先ほど都営住宅の方とおっしゃっていましたが、それは前もって都営住宅の自治会等で何かイベント等を企画をして、こういう交流しましょうという意味での交流なのか、それとも、日常的に入出入りができるという交流なのか、もう一回確認させてください。

○藤村子ども育成課長

そちらの交流については、日常的な交流という形で考えております。

子育て支援というところなのですが、子育て支援というところは、枠組みとしてはいろいろあるかと、広いかと思えます。子育て支援施設という前提を踏まえる必要はありますが、例えば、直接何か支援をされているという形がなかったとしても、高齢の方がいらっしゃって、座って見守っていただいているというのも一つの支援なのかと思えますので、そういう観点で捉えていただければと思います。

○こんの委員長

ほかによろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第50号議案、品川区立子育て支援施設条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第50号議案、品川区立子育て支援施設条例について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(1) 第49号議案 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(4) 第52号議案 品川区児童福祉審議会条例

○こんの委員長

次に、(1)第49号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、(4)第52号議案、品川区児童福祉審議会条例を一括して議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、第52号議案、品川区児童福祉審議会条例、および第49号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申し上げます。

初めに、第52号議案、品川区児童福祉審議会条例の資料をご覧ください。項番1、制定理由でございますが、こちらは、本年10月の児童相談所設置に伴い、区は、児童福祉法等に基づき、児童福祉審議会を設置するため、その条例を制定するものでございます。

次に、項番2、審議会の概要でございますが、所掌事務といたしましては、①里親の認定に関する事項、②児童、妊産婦および知的障害者の福祉に関する事項、③幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項等となっております。

(2)以降に関しましては、審議会の委員数は18名以下、任期は2年、区長が任命する者となっております。

続く項番3の条例案につきましては、別紙をおつけしております。

また、施行期日につきましては、児童相談所開設日に当たる本年10月1日となっております。

最後に、項番5、付則による条例の一部改正といたしまして、(1)放課後児童健全育成事業、(2)家庭的保育事業、それぞれの設備および運営の基準に関する条例につきまして、これまで児童の保護者その他児童福祉に係る当事者となっていた部分が、児童福祉審議会に改められることとなります。

続きまして、恐れ入りますが、次の資料、第49号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をご覧ください。

まず、項番1の改正理由でございますが、こちらは、ただいまご説明申し上げました児童福祉審議会条例、および本日の午前中に厚生委員会でご審議、そして可決されました、品川区小児慢性特定疾病審査会条例に関しまして、それぞれ委員の報酬日額を定めるため、条例を改正するものでございます。

項番2の報酬日額は記載のとおりでございまして、次の改正案につきましては、別紙といたしまして、新旧対照表をおつけしております。

また、施行期日につきましては、先ほどと同様、児童相談所開設日に当たる本年10月1日となっております。

以上、児童福祉審議会の設置および附属機関の構成員の報酬等につきまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。一応確認をさせていただきます。委員数18名以内となっておりますけれども、現在想定をされている知見のある者、学識経験がある者、事業に従事する者というところですが、こういった委員を充てることを想定されているのか、教えていただけますでしょうか。

それと、審議会の概要(5) 審議会に必要な応じて部会を置くことができるということがあるのですが、通常、こういう場合の部会というものはどういうものを想定されているのか、この2点、教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

2点ご質問いただきました。お答えさせていただきます。

まず、1点目の児童福祉審議会の委員はどういった方々を想定しているかというお話ですが、まず、分野としましては、児童福祉を専門とする学識経験者、それから小児科の医師、それから弁護士、それから、現場を知っているという視点で、施設等の運営に携わっていたことがある者、その他となっております。その他といたしましては、保育の認可の部分がありますので、経営分析をする専門家というところで挙げさせていただいております。

委員の構成といたしましては、以上でございます。

続きまして、部会の設置でございますが、現在想定しておりますのが、4つございます。1つ目が子どもの権利擁護部会、2つ目が里親部会、3つ目が保育部会、最後、こちらは有事の設置となりますのですが、児童虐待死亡事例等検証部会、以上の4つの部会の設置を予定しているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。

1点目のところで、委員数18名以内とあるのですが、他自治体等を参考にされるのでしょうか、大体この18名という、結構多い人数でスタートを考えられているのかというところを1点。

それと、2点目のところの、児童虐待の部会を開くと。死亡事例などの重大な有事の際と捉えましたけれども、いわゆる児童相談所で様々な検討等をされると思うのですが、そこで起きてしまったことということなのか。そこら辺というのは、役割の違いみたいなのを分かりやすく教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいまご質問いただきました2点についてお答えいたします。

まず、人数の18名以内というところでございますが、現時点では、人の数としては、13名からスタートを考えてございます。それ以外の5名につきましては、この13名から5名を選出して、有事の死亡事例等検証部会に当たっていただくという想定でございます。他区の規模感と比べても遜色ないと

ころかと考えております。

次に、死亡事例検証部会について児童相談所との役割分担というところでございますが、日々、相談業務、ケースワークというのは児童相談所に担っていただくところでございますが、万が一の事態が起きてしまった場合は、第三者的な目というのも当然必要になります。その際に、児童福祉審議会の委員の皆様にお力をお貸しいただくと。というところございまして、現場で起こったことを冷静に第三者として見ていただくという役割を担っていく次第でございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

今回の児童福祉審議会の条例につきましてですが、目的のところの1番は里親の認定、③はいわゆる認定こども園の設置の認可のことでありますが、そもそもの制定理由は、児童相談所の設置に伴いとあるのですけれども、①番、③番というのは、児童相談所の設置にかかわらず必要な事務だと思うのですが、いわゆる児童相談所が移管されることに伴うことによって、この児童福祉審議会は設置されていると捉えると、②のところは児童相談所業務等に関わる事務ということで考えていいのでしょうか。

要は、①に関しても、③に関しても、児童相談所移管以前からも必要な事務だと思われるので、なぜその時点からこの児童福祉審議会、そういう名称になるかどうかは別としても、こういう審議会が今まではなかったのかというところをお尋ねします。

○原児童相談所担当部長

ご質問につきまして、補足させていただきます。里親の認定に関する事項につきましては、児童相談所のほうで里親の申請を受け付けて、様々な調査を行って、もちろんフォスタリング機関とか、そういったところとも協働しながら進めていくのですが、最終的に里親に認定するといったときに、児童福祉審議会のほうに児童相談所のほうから審議していただくという形を出していただくということが、児童相談所と児童福祉審議会の関係では、ございます。

あと、先ほどから死亡事例等の重篤事例が起きたときの第三者による検証とか、そういった部分で、児童福祉審議会のほうでそういった検証チームを立ち上げてということもございまして、それとは別に、児童相談所で扱っている案件で、例えば、親御さんとの対立等々で司法判断を仰がなければならないような、親の意に反して施設入所措置とか、そういったことを判断しなければならないような場合に、児童福祉審議会のほうに諮りまして、専門的な知見のご意見をいただいた上で、最終的に司法判断を仰ぐというような、そういった形での関係と申しますか、そのような形で運営していきますので、児童相談所を設置すれば、必ずそういった機関が必要になるということになります。

○田中委員

よく分かりました。ありがとうございます。最終的にはどうか、そういう体制は整ったとはいえ、こういう事態がないことを願って、ただ、一方で、審議会としての役割をしっかりと果たしていただくようお願いしております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

今の田中委員とのやり取りを聞いていて、部長のお話だと、重大事故、重大事案、重篤な事案以外にも、司法的な判断が必要な場合には本審議会にかけるといった話がありましたけれども、そういった場合には非常に緊急的な対処が必要な場合が多いと思われるのですが、このように必要だと児童相談所が判断をした場合に、機動的にさっさとこの審議会が開催できる、すぐ審議会にかけてくださいということで、一両日中にも審議会ができるという体制なのか、それともそういう考え方ではないのか、そこについてもう一度確認させてください。

○原児童相談所担当部長

ただいまのご質問についてお答えします。児童福祉審議会のほうの諮り方としまして、例えば、司法判断を仰がなければならない事例として、例えば、施設入所措置をしなければならない。これ、児童福祉法第28条というのがございまして、その法律を適用する場合には司法判断を仰ぐというような形になるのですが、その準備はもちろん児童相談所と家庭裁判所で進めていくのですが、その考え方を、言わば児童福祉審議会のお墨つきをいただくというような形で審議に諮らせていただくのですが、そういった事案の場合には、ある程度時間的な余裕がありますので、例えば既に児童の安全は確保されていて、我々が保護しているとかといて、最終的に措置判断を待っているというような状態になりますので、速やかに準備を整えて、定例的な審議会にお諮りさせていただくと。

それとは別に、来年度以降、例えば、一時保護をするに際して、親権者が保護に同意をしない場合に、一時保護をする1週間前後の間に司法判断を受けなければならないとか、そういった非常に時間の制約のあるような案件も来年度以降は出てきます。

そういったものにつきましては、定例的な児童福祉審議会の中で、事後報告的な形で、このような対応をしたということでご報告をさせていただいて、それに対してその内容でご意見をいただくというような形になろうかと思えます。

○あくつ委員

経験豊富な部長から非常に分かりやすくご説明いただきまして、その役割分担、役割というのはよく分かりました。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第52号議案、品川区児童福祉審議会条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成いたします。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第52号議案、品川区児童福祉審議会条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第49号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第49号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

それでは、ここで保健予防課長はご退出いただいて大丈夫です。ありがとうございました。

○こんの委員長

次に、（10）第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算でございます。

補正予算資料の18ページをご覧ください。18ページの中ほどになります。3款民生費、2項児童福祉費、1目子ども育成費に727万3,000円を追加し、48億5,578万1,000円とするものです。こちらは、青少年育成事業のうち、若者の心と体の健康相談事業分の経費を計上するものでございます。

次に、4目子育て応援費についてです。こちらは、829万9,000円を追加し、123億4,854万8,000円とするものです。こちらは、子どもの未来応援事業、子育て世帯お米支援プロジェクトの必要経費として計上するものでございます。

こちらの2つについては、詳細については担当課長よりご説明申し上げます。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、第45号議案、補正予算の若者の心と体の健康相談事業についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。初めに、項番1、事業実施の背景・経緯でございます。近年、若年者の性被害、性感染症、望まない妊娠などが社会問題化する一方で、思春期の若者が利用できる心や体、性に関する相談先は不足しているという実態がございます。

そこで、区は、若者がこうした悩みを相談できる受皿をつくり、不安を解消すること、また、必要に応じて支援機関・医療機関等へのつなぎを行うことで、若者が将来にわたって健康でウェルビーイングな生活を過ごせるよう後押しするために、本事業の実施を検討しているところでございます。

続いて、項番2、事業の内容等でございますが、対象者は、区内在住の主に中学生以上の10代の若者となります。

相談の実施方法といたしましては、オンラインと対面、両方を用意して、利用者が選択できるようにしております。

また、相談のハードルを下げるという趣旨で、若者になじみの深いLINEを入り口としたチャットの相談も取り入れたいと考えてございます。

また、実際の相談を受ける相談員につきましては、看護師、保健師、助産師、臨床心理士などの有資格者の活用を予定しております。

項番3のスケジュールといたしましては、10月から試行的に実施を始め、1月より本格実施を想定しております。

最後に、補正予算額といたしましては、歳出で727万円、歳入で342万円を見込んでおります。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○飛田子育て応援課長

私からは、子育て世帯お米支援プロジェクトについて説明させていただきます。

資料をご覧ください。1、事業の目的です。学校給食のない夏休み期間中における子どもの食の支援を行うことを目的とし、食の支援が必要な家庭に対して、電子申請により受け付けをいたします。申請者に対して、お米2kgを配付いたします。

配付場所は児童センターとしまして、食の支援とともに、子どもへの声かけや目視などを行い、必要な支援につなげてまいります。

2の事業概要です。対象は、品川区在住の小学生、中学生のいる子どもを養育する家庭となります。1人当たりのお米の配付は、子ども1人当たりの米2kg、配付数は5,000人分としております。

(4) 区民周知です。品川区のホームページをはじめ、広報しながわのほか、各種SNS等を用いまして、周知をしております。

3、スケジュールです。令和6年7月中旬頃から、電子申請により受付を開始して、約3週間ほど受付期間を用意したいと考えております。そして、7月下旬以降、配付のめどがつき次第、申込者に順次通知をいたしまして、8月上旬以降、各児童センターで順次配付を開始いたします。

4、補正予算額で歳出で829万9,000円となります。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

今回の補正予算で、所管がこの委員会でいいのかわかりませんが、生成AIの分析というものを初めて行ってというところで、全区民アンケートから抽出をした、バイアスをかけて抽出した中に、今回のこの文教委員会所管の歳出分については、この2つの事業が計上されたということで伺っていますけれども、どのような区民ニーズがあったのかというところを、ご説明をまず受けたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいま委員からご質問いただきました、区民アンケートのAI分析でどういった結果が得られたかというところですが、このたび初めてそういった分析をした結果、児童・生徒の年代では、自分自身の心と体の健康への願望が強いという分析結果が出ております。それも今回事業実施に当たっての検討の大きな後ろ立てというか、発案のところになります。

○飛田子育て応援課長

同じく区民アンケートから、健康に関する期待というところで、健康により食生活への配慮など、健康面での充実したサービスを望む声が多くあったということで、こちら、お米の支援ということで、こちらのほう、つなげております。

○あくつ委員

ありがとうございました。

このことに関してはもう1個だけ質問しますが、若者の心と体の健康相談事業というものの根拠となっているのは、若い世代は自分自身の心と体の健康に関心が強いという、分析としては、抽出したのは分かるのですが、裏返せば、どうしてこういうニーズがあると所管課は考えられたのかということ。

同じく、食のほう、健康による食生活への配慮ということが抽出されたということですが、裏を返せば、区民はそれを足りていないと感じている。どういう分析をされているのか。その辺り、どういう分析があるのか、端的に2事業について教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

AI分析で、生徒・児童の年代が自分自身の心と体の健康を大切にしたいという思いがあると分かりましたので、都内でそういった事業をどのぐらいやっているかというところをお調べいたしましたところ、東京都も同じような事業をやっていることが分かりました。その中で利用者数というのも一定数確認ができましたので、ニーズがあるということで、積極的に区として取り組んでいきたいと考えたところでございます。

○飛田子育て応援課長

私のほうは食の支援というところですが、学校の長期休暇中は学校給食がないため、朝昼晩と食事する習慣が乱れがちと聞いております。

また、最近は何れも高騰で、またお米の価格が高騰しており、また在庫不足となっておりますが、お米を区がしっかり確保して、必要な子育て世帯に配付することで、また新学期に向けてきちんと3食食べて、規則正しい生活を促して、環境格差につなげられればという思いで行っております。

○あくつ委員

ありがとうございました。こうした生成AIを使つてのニーズ、結構漠然とした形のニーズをどういふ形に事業に落とし込むかというのは、それはまさにAIではなくて、区の職員の方の創意工夫と、あと調査、分析だと思うのですけれども、ありがとうございました。

時間を取つてしまつてすみません。個別のことも一つ一つ伺つていきます。若者の心と体の健康相談事業についてなのですが、相談員は看護師、保健師、助産師、臨床心理士などの専門の資格の方ということで、スケジュールの中に事業者との調整とあるのですけれども、これは区の職員ではなくて、外部委託という形で考えられているのかというところ、また、そういったところの何かめどがついているのか、教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

事業実施に当たつては外部委託を検討しております。そして、事業者のめどにつきましては、過去、自治体でそういった事業の実績がある事業者から、いろいろ話を聞きながら仕組みづくりを進めているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。外部委託ということで、実績のあるところというところですが、若者の心と体というところについては、生成AIによるまでもなく、我々のところにもたくさんのご相談というか、いただいているところもあつて、医療に関することなので、自治体がどこまでできるかという中で、最大限今回拡大していただいて、相談事業ということになっておりますので、非常に期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

子育て世帯へのお米支援プロジェクトのほうでお伺いをしていきます。私も昨日、子ども食堂フォーラムというのに参加をさせていただいて、そこで区長からも、子ども食堂の方のご意見も参考にさせていただいて、当然区民のニーズもあると。先ほどの区の分析もありました。物価高騰による、困難を抱えるご家庭が米をなかなかふだんに使えない。夏休みの間、子ども食堂等で、給食で何とか栄養補給ができていたご家庭が、それが途絶えてしまうという中で、切れ目のない支援をするというところで、区長からこの事業を計上したということ、子ども食堂フォーラムの中で、子ども食堂の運営者や支援をする企業、また、そこに参加された方にご報告をされたときには大きな拍手が起きておまして、非常にニーズを捉えたすばらしい事業だと思つております。

あとは、ただ、今回初めてのことでありますから、どういう形で手が挙がるのか。申請をされるということ

です。まず、5,000人分というところの根拠、なぜ5,000人なのかというところを教えてください。

そして、米2kgということで、2kgというものは多いとも捉えられますし、少ないとも捉えられる。なぜ2kgなのかというところ。

あともう一つお聞きをすると、電子申請というのは、当然、区立の小学校、中学校の子どもたちはタブレットを持っている。タブレットから申し込むということ以外に、普通にスマートフォン、パソコンからも申請ができるということなのか、その3つを教えてください。

○飛田子育て応援課長

3点、ご質問いただきました。

まず、5,000人という想定はなぜかというところですが、区内在住の小・中学生の子どもは約3万人おります。全国調査になるのですけれども、子どもの貧困率が11.5%と言われて、対象者に乗じると、約3,500人ほどが貧困家庭となるかと計算されます。

しかし、今回所得にかかわらず、困っている子育て世帯に広く利用してほしいということで、プラスアルファということで5,000人分を確保したということになります。

その5,000人分の2kgはなぜかというところなのですけれども、今回、実はお米不足も全国的にというところで、実はお米の確保が正直、10tしかできなかった。坂井市にもご協力いただきまして、10tというところで、そのところで5,000人までと。1人当たり2kgというような想定で2kgということで、こちらを決定いたしました。

あと、電子申請のほうです。こちらは、学校タブレット等もありますし、あと、普通の区の電子申請システムを使っての申込みになりますので、パソコンや各ご家庭で使っているスマートフォン等でも申請できるようになっております。

○あくつ委員

ありがとうございます。貧困家庭、相対的貧困という意味だと思うのですけれども、それが11.5%で、3,500人ぐらいということで、多めに確保したというふうに確認をいたしました。

あと2つだけ教えてください。まとめて質問しますけれども、まず、1つは、これは児童センターで順次配付とあるのですけれども、正直言ってしまえば、これ、しあわせ食卓事業みたいに、申請をされた方のところに全部ご家庭に5,000世帯に郵送してしまえば一番いいのかと私も思ったのですが、当然郵送料が莫大な金額になってしまうから、それは無理だということで、児童センターで見守りというか、行政からそっと見守りという機能もついてきたということで、これはこれで結構かと思うのですけれども、その場合に、プライバシーというか、そういうものは配慮をされるのかどうか。児童センターの職員が何をもってその方が申請した本人だという確認をされるのか。当然、申請された方については、名簿みたいなものが児童センターのほうに行くと思うのですけれども、それが例えば時間とかが重なっていた場合に、おたくはお米を取りに来ていたということが、ほかの児童なり保護者なりが取りに来た場合に、そこをお互いに分かってしまうというところの何か配慮があるのかどうかというのが一つ。

最後、私がもう一つ聞きたいのは、やはり今回初めての事業ということで、周知というところが、これは文字どおり本当に大変ここが肝になるのかと思っています。夏休み前ということで、今回、周知の期間というのが出ておりますけれども、3週間ぐらいと聞いていますけれども、この中で、本当に必要ところが手を挙げられるのかというのが、今回のある意味一つの勝負だと思っているのですけれども、

ここについて、区としてどういう決意を持って、どういう形で、どういう熱意を持って周知をされるのか。どういう手法をもってされるのか。ここにも書いてある部分もありますけれども、先ほどのご説明でもありました、SNS、広報しながわ等あると思うのですが、その辺り、手法と決意を教えてください。

○飛田子育て応援課長

まず、児童センターに取りに来た場合、お子さんへのプライバシー等の配慮ですが、児童センターのほうに取りにきて、受付のときに、各児童センターごとに、どこの児童センターに取りに来ますというのは、保護者が決めて申請していただくようになります。

申請時に書かれた児童センターのほうには、お子さんの名前と生年月日を事前に伝えまして、この方が取りに来ますという情報を流していますので、子どもは、そっと職員のほうにお名前と生年月日を言ってもらえれば、そっとお渡しできるように配慮したいと思います。

そのときにまたいろいろ聞き取りとか、そういうところは、せっかく来たから一緒に遊んでいって、その中でいろいろなその子の特性とか、これからまた児童センターを使ってねとか、そういうところでまたその後の支援、またアウトリーチにつながるか、そういうところもまた見守っていきたいと考えております。

周知の広報のほうですが、議案が承認されましたら、7月21日号の広報しながわを用いて周知したいと思います。ちょうど7月21日号は子育て特集号でもありますので、両方できれば載せていきたいと考えています。

また、もちろん配付する児童センターや、また、子ども食堂にも、もしよかったら協力できないかというところで、チラシを入れさせていただいたりとか、そういうところでなるべく広く周知をしていきたいと考えております。

○あくつ委員

ありがとうございました。

最後の周知の部分ですけれども、こういうことでよくあるのですけれども、終わった後に、締め切った後に、知らなかった問題というのがあるので、初めてのことだとは思いますが、ぜひそういうところはそういったお声ができるだけ少なくなるよう、理想的にはないように、基本的には希望されるところが全て手を挙げられるように、ぜひ周知の徹底をお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。まず、若者の心と体の健康相談事業、本当にありがたい事業だと思っております。

中学生がどれぐらいスマホを利用しているのかというのが分かりませんが、LINE相談を多くの生徒が実際に利用できるのかどうかというのを分かる範囲で伺いたいと思っております。スマホを持っていないとか、LINEができませんという生徒に関しては、対面型をどこで実施することを想定しておられるのかというのを伺えればと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいまご質問いただきました点について、お答えさせていただきます。

まず、周知に関してでございます。せっかく事業を実施するものでございますので、より多くの子ども

もたちに知ってもらいたいというのが大前提としてあります。したがって、方法としては、多角的に、一般的な広報しながら、それからSNS、そういった発信というのは従来どおりのものを続けていきます。それから、今まだ検討段階なので、実施可能かというところまではたどり着いていないのですが、生徒・児童用タブレットからつながれるようなアイコンなどを用意するといったことも、一つの手段として検討を進めているところでございます。

また、対面相談をどこで実施するかでございますが、子どもたちが相談しにくい話でありますので、なるべくリラックスできる場所ということで考えていまして、幸いにも子どもたちがよく来てくれる児童センター、そういったところをまずは確保できればと。

ただ、センシティブな話も当然出てきますので、個室を用意するなど、そういったところは事業者のアイデアをいただきながら、プライバシーにも配慮するかたちで進めてまいりたいと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。実際に富山市のエキナカ保健室というような事例を聞いたこともありまして、ぜひ今まさにおっしゃったリラックスできる場所であるのをお願いしたいのと、あと、私が中学生だったらこう思うだろうと思うのですけれども、親や先生に言われてしまったらどうしようとか、いろいろな心配もありながら緊張して来られると思いますので、逆に連携しなければならないこともあると思いますし、子どもの気持ちを守るための配慮をぜひお願いをしたいと思います。

もう1点、最後にお米の支援プロジェクトなのですが、私が想像するに、親が申請をして、お子さんが取りに来るのではなくて、親御さんがそのまま取りに来られるということが多いのではないのかと思っております。夏休み、本当に食に困っている子どもが来てくれて、直接子どもへの声かけができると思うのですが、親子で取りに来てくださいと告知をするのではないのかと思っておりますので、その辺り、伺えればと思います。

○飛田子育て応援課長

お米の受け取りについてですが、基本的にはお子さんが取りに来てほしいと考えております。親子というのではなく、お子さんです。ただ、お子さんが取りに行けないときは、もちろんお母さん、また、親子でも構わないのですけれども、そのとき、また職員のほうでも、ぜひまたお子さんと一緒に遊びに来てねとか、夏休み期間中ですので、いろいろ児童センターを利用していただくように促していきたいと考えております。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

○この委員長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

お米支援プロジェクトに関して伺いたいと思いますが、総じてすばらしい事業だと受け止めております。

その前提でなのですが、まず、5,000人分という、10tというのは、福井県でしたか、の入荷先で確保できる量が10tということですが、何ゆえ福井に限定してしまうのか。恐らく3万人に対して5,000人分ということなので、十六、七%の方が対象ですけれども、要は、新潟も長野も、あちこちでお米はとれていますが、なぜ福井に限定してしまう。10tということに限定してしまうのかをまず伺いたいと思います。

○飛田子育て応援課長

今回、品川区と連携協定を締結している坂井市に相談させていただきまして、そこで、子どもの支援ということで、本事業のことを説明したら、食の支援についてご賛同いただいたということで、坂井市のご厚意で10tのお米を確保することができたということで、今回、坂井市のお米の確保をしております。

○田中委員

そうすると、無償で提供されるのではないのでしょうか。

○飛田子育て応援課長

そこまではなくて、しっかり適正価格で品川区が坂井市に対して購入するというふうになります。

○田中委員

であるならば、何ゆえ自治体間で連携している坂井市だけ限定してしまうのかという、そこは腑に落ちないのですが、ここの自治体連携縛りではなくて、もう少し広げてもいいのかと強く感じます。

想像すると、子ども、特に貧困家庭というか、言葉を選ばないといけないのですが、困っているご家庭の子どもにこういうお米を届けるというのは本当に素晴らしい事業だと思うのですが、それを受け取った子どもを想定すると、夏休み期間中なために給食がない。つまり、家か、どこかしらで食べるしかない。恐らく親御さんもお仕事があったりで、なかなか1人で時間を過ごす中で、子ども1人だけがお米を受け取ったときに、それをどのように子どもはそのお米を食そうするのかというのを、私、ぜひそこはしっかり想定していただきたいと思います。

きちんと炊飯器で炊けるご家庭の子どももちろんいらっしゃると思いますし、そうでない子どももいらっしゃるし、食事ですから、お米だけ、ご飯だけ食べれば良いというわけではなくて、当然、いろいろな他のおかずも必要です。だから総じてお米を配ることは素晴らしいことではありますが、私はもっともっとうるご家庭、必要とするご家庭に対しての取組としては、ここで終わらせるのではなくて、お米の量も含めて、本当にもっと個々の子どもの家庭に寄り添うような形の中で、この事業をもっと横にも広げられるような取組を、ぜひウェルビーイングの事業として行っていただきたいということで、ここで終わらせることなく、第2弾、第3弾を期待をするのですが、その辺いかがでしょうか。

○飛田子育て応援課長

先ほどまたお米、なぜ坂井市かという、まずそここのところなのですけれども、今お米が非常に全国的にも足りないということで、他の自治体に問合せはしたのですが、まとまったお米の確保というのが非常に難しいというところだったのです。

坂井市としてもとても難しいというところ、最初は何とかなるかと思ったのですが、なかなかやはり難しいというお話をさせていただいたのですけれども、品川区のために何とか10t確保してくれたと。そういうところがあるので、坂井市にそのままお願いしたという経緯があります。

また、お米というところで、田中委員おっしゃるとおりですが、これが一つのお米がきっかけとなって、また家庭で考えていただければと。そのお米があったところ、4合しか炊けなかったのが5合6合炊けたとか、またおむすびを1つ2つ増やすことができたとか、そういうところでまた一つ一つ食の支援、また、今後とも様子を見ながら、このほかしあわせ食卓事業とかもやっていますので、そういうところも見据えながら、また今後の展開を考えていきたいと思います。

○田中委員

ぜひ広げて考えていただきたいと思いますが、例えば、仮に自宅で子どもが受け取ったお米を自ら炊

くことができないようなお子さんに対して、例えばですが、子ども食堂へその生のお米を持ち込むことで、逆にそれに代わって、きちんと炊けているご飯を提供してもらえとか、何かそういう既存の子ども食堂、例えばですが、との連携を区で進めていただくとか、あるいは、いろいろな食を提供する団体はほかにもあると思うのですが、例えば、食品衛生協会とか、飲食店組合とか、例えばですが、そういうところに生のお米を持ち込むと、そこからお米と同時にまたおかずも少し添えてくださるとか、区からも、そういうお米を配るで終わりではなくて、それをさらに広げていただくような、いろいろな取組が考えられると思うので、そこはぜひお願いしたいと思います。

森澤区長肝煎りのウェルビーイング予算で665項目削減されて、事務事業見直しが38億円余が捻出されてという流れがあった中で、今回の約830万円というのは、これはいわゆる財源としてはどういう、ウェルビーイング予算をこちらに組み込んだということなのか、この財源についてお伺いしたいと思います。

○飛田子育て応援課長

財源ですけれども、これは歳出のほうでウェルビーイング予算とか、やはり食の支援も含めまして、今回A I でやった予算でございますので、またそのところも、今後、区民にとってよりよい歳出になるようにしていきたいと考えております。

○田中委員

歳入のところかというと、830万円というのは財調の基金の繰入れでなくということよろしいのでしょうか。

○飛田子育て応援課長

一般財源のほうからになります。

○田中委員

当初予算の36億円にこの補正予算が加わったわけですが、そうすると、歳入はどの部分を充てるのかというのが、もし分かれば。

後でいいですので、すみません。要は、国とか都のいわゆる助成金だ何だということではなくて、区自らの区長の判断でだと思いますが、それで、要は、今のお米をもらった子どもに対する支援をもっと広げていただきたいというやり取りをさせていただきましたが、前回の事務事業概要の質疑でも少し触れましたけれども、そもそものこうなってしまう要因の多くの一つは、夏休みなので学校給食がないからということからがそもそもの始まりなので、すばらしい区長の英断でこういうお米を配ってくださるということはすばらしいことではありますが、そもそも何ゆえ配らなければいけない状況になってしまうかという、給食が止まってしまうところでもありますので、このやり取りをぜひ教育委員会の皆様も聞いていただいておりますので、前回は事前の契約上、夏休みは運営しないという前提で契約をしているからというお話で、現状は、夏休み期間中の給食の提供は難しいというお話ではありましたが、やはり全般を見回すと、子ども食堂が増えてきたり、その他こういうお米を支給する事業を区としてしなくてはならない状況にまでなってしまうという要因の一つは、給食の問題があると思いますので、私はすぐの答えは前回の質疑でも難しいと思いましたが、改めて夏休み期間中の給食の運営ということをぜひ前向きにご検討していただきたいと思っておりますが、改めて教育委員会のご見解をお伺いしたいと思います。

○柏木学務課長

夏休み中の給食の提供でございますが、前回の文教委員会でもお答えさせていただいた委託契約の関

係というのもございますけれども、夏休み期間中には、給食室は工事ですとか、備品の入替え等もやっているという部分がございますので、全校でそういう対応が取れるかという、非常に難しいという部分が1つございます。

それと、区立学校へ通っている子だけの問題かという部分もございますので、単純に学校給食を提供するのが、夏休み期間中の昼食のそういう課題を解決できるのかというのは、教育委員会だけの話ではなく、また、子ども未来部だけの話ではなく、そういう子どもの長期休業中の対応について広く検討する必要があるかとは思いますが。

繰り返しになりますが、課題としては、当然委員のご指摘は分かるのですが、すぐにどうこうというのは非常に厳しい部分があるという部分をご理解いただければと思います。

○田中委員

厳しい状況は分かった上での質問ではありますが、工事も全校一斉に同時にやるわけではないと思いますし、今のお話のように、教育だけの問題ではないというお話もあったので、逆に言うと、一部は教育のことも関係すると私は今のご答弁を捉えましたので、すぐの結論は難しいとは思いますが、何ゆえ区長が830万円もかけてお米を配らなくてはいけなくなってしまったのかという、今回のことも一つ通じて、質疑を聞いていただいた上で、近い将来の学校給食の在り方についての対応を期待しながら見守っていきたいと思います。

○飛田子育て応援課長

先ほど財源のところですが、委員おっしゃるとおり、国や都の特定財源ではなく、一般財源でございますので、よろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

ありがとうございます。お米支援プロジェクトについて少しだけお聞きしたいと思います。

先ほどからお話を聞いている中で、お子さんのタブレットでも申請ができるようにするということと、あと、お子さんがお米を取りに行くということなのですかけれども、私もこの資料を見たときには、保護者が申請して保護者が取りに行くものだと思っておりまして、お子さんが自分自身の判断で申請ができるようなことを想定しているのか、教えてください。

○飛田子育て応援課長

基本的には、保護者が申請するという想定で、考えております。

○せらく委員

ありがとうございます。そうしたら、GIGA端末で申請はできるけれども、保護者と一緒に申請をしてくださいということですね。分かりました。

田中委員のお話を聞いている中で、やはり貧困であるとか、少し虐待の傾向があるようなご家庭ももしかしたらあるのかと思っておりまして、そういったときに、子どもご自身の判断でお米が頂けて、それを子ども食堂でご飯に変えてくれるというのはすごくいいやり方だと感じたので、今後、そういった部分ももし考慮していただけるようであれば、例えば、小学1年生でも読めるような漢字を使った申請のフォーマットだとかということも考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○飛田子育て応援課長

今回、全く初めての施策ということなのですが、今後、また児童センターの職員も一緒に従事

して、どのようにやったらいいのか、また、子どもからの申請とか、そういうところもどのようにしてやったらいいのか、今回やってみて、また今後の施策につなげていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

健康相談事業については、相談窓口はいろいろな方面にたくさんあったほうがいいので、大変よい試みだと思うので、ぜひ進めていってもらいたいと思います。

お米支援プロジェクトのほうは、これは区民アンケートのいろいろな内容を検討して、令和6年度の予算が編成されたのだと思います。プレス発表でもそのように出ています。ということは、区民アンケートの結果を昨年度中に職員の方が研究して、このお米支援プロジェクトというのは、令和6年度の当初予算に所管のほうから上げるということはなかったのでしょうか。

○飛田子育て応援課長

今回、当初予算のところでは間に合わなかったということもありまして、夏休み期間中ということで、急遽このところで補正予算を組ませていただいたということになります。

○高橋（し）委員

ということは、区民アンケートの結果を職員の方々がいろいろ見て、それで所管としては、このお米支援プロジェクトみたいなのを、同じかどうかは置いておいて、そういうのをやったほうがよろしいというような判断があったけれども、間に合わなかったということですか。

○飛田子育て応援課長

やはり食の支援というのはとても大事なところでございます。また、今回、健康によい食生活の配慮というところで、またA Iのほうでも結果が出たというところで、早急に今回、補正予算に結びつけたということになります。

○高橋（し）委員

何が言いたいかという、A Iが分析して、それでこのお米支援プロジェクトが出てきたのではなく、区民アンケートの結果を職員の方々がいろいろ分析して、それでこれが必要だという形を、実は令和6年度予算編成のときに考えていたのですよねというのを確認したいのです。

○飛田子育て応援課長

そのところで一応必要などころではあったのですが、なかなかどのようにスキームをやるかというところはまだ決まっていなかったということもありますので、今回、少し遅れましたけれども、上げさせていただいたということになります。

○高橋（し）委員

分かりました。A Iのあれでこういうのが出てきたということになっていますけれども、職員の方々もこういう問題意識を持っていて、区としてこういう仕組みをやらなければいけないということは、職員の方の分析でも出ていて、やろうと思っていたのですということ、職員の方がそういうのを検討して考えたということを知りたかったのです。決してA Iの結果で今回ぽっと出てきたのではないということの認識でよろしいですか。それだけです。

○飛田子育て応援課長

たまたまA Iのほうとも一致したと捉えていただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

私からもそれぞれ1つずつ質問させていただきたいと思うのですが、まず、この2つの事業、いずれもとてもよい取組だと思っております、進めていっていただきたいと思っております。

まず、お米の支援プロジェクトのほうなのですけれども、これも先ほどもほかの委員からお話がありました、いかに必要な方々に知ってもらって、それを活用してもらうかということだと思っております、そのやり方の一つとして、例えば、就学援助を申し出ている保護者の皆様にご案内をすることかということができれば、より必要な方々に使ってもらえる可能性が高まるのかと思っております、話を聞いていると、お子さんが主役であって、もちろんお子さんなのですけれども、やはり保護者の方が手続をすることかということで、判断するのは保護者の方と一緒にということもあるとすると、やはりそういった就学援助を受けている方々にお知らせするというのも一つの手段、効果的なやり方になるのではないかと思います、ただ、そういう情報の扱いとかで制約等あるのかもしれないと思いますが、もし可能であればどうかと思っておりますので、そこら辺いかがでしょうかというのを伺います。

○飛田子育て応援課長

今回、区立に行っている小・中学生はタブレットを利用しながらまた周知ができるのですけれども、私立学校に行かれています方は、なかなか周知が行き届かないというところが大きな課題かということで、今回、申込み期間を少しでも長くすることで、本当は夏休み期間中なので、もう少し短い期間を考えたのですが、そこのところはしっかり周知期間を持ってやっていきたいというところで長めにしましたので、その中でまたいろいろな手を使って周知、努力していきたいと思っております。

○山本副委員長

ご回答ありがとうございます。やはり今のご回答ですと、公立小・中学校に通っている方々の就学援助を受けている方々へこの短期間で送るというのは、かなり難しいことなのかと思ったのですけれども、今後続けていく、もしくはそういった機会があるときには、そういった方々に効果的に送る手段にもなるかと思いますので、ご検討いただければと思った次第です。

それから、若者の心と体の健康相談についても、今求められていることで、ぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、これもいかに若者の皆さんにこの相談機能があることを知ってもらって、身近に感じてもらえるかだと思っております。

その中で、区内在住の主に中学生以上の10代若者なので、中学生でいうと、全てではないですけれども、公立の中学校に通う皆さんにはタブレットが配付されていますので、そのタブレットからオンラインで相談ができるようなところにつながっていくようになれば、区内の中学生への認知が高まる。私立の方々まではカバーできないですけれども、まずは公立の中学生の皆さんには知っていただくことができるので、そこは教育委員会の皆さんと連携して進めていただくのがいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長

今お話をいただきました周知についてでございます。まさにおっしゃっていただいたような、身近に感じてもらえるというところで、今回、若者の相談の実績がある事業者からいろいろ話を聞いている中で、区としてのオーソドックスな周知方法をやるのですけれども、それ以外にも、その事業者が例えばXとかツイッターのアカウントを独自に作成して、それで広く案内することもできるなど、子どもたちに届くような手法というのをいろいろまだ学びながらなのですけれども、そういったところを検討して、

より届けて身近に感じてもらえるような形をつくっていただければと考えております。

○山本副委員長

考え方について理解をいたしました。また、今後進めていく中で、より周知効果を高める方法として、公立中学生に配付されているタブレットを活用するというご検討いただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

1点だけ、すみません。受け取り、お子さんが取りに行かれるというところで、配付の資料にも、食の支援が必要な家庭とあるので、配付資料への配慮が必要かというのを一つ懸念いたしました。お米を取りに行くときに、冷やかしなんかにつながらないようにご配慮をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○飛田子育て応援課長

その辺は、児童センターの職員とも連携しながら、配慮をしっかりとするようにとまた伝えていきたいと思えます。

○西村委員

よろしくをお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認します。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

3 その他

○こんの委員長

最後に、予定表の3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないよう、お願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○せらく委員

吉田ゆみこ議員の一般質問の中で、学校教育の現場における不適切指導というところから少し聞きたいと思っております。内容なのですけれども、不適切指導のアンケート調査の方法について、具体的にお聞きしたいと思っております。アンケート調査を別の職員が回収だったり、あと、紙のアンケート以外にも、電話、メール、オンラインでも行っているということでした。

1つ目の質問が、集計の際は紙のアンケートですと、手入力でまとめていると思うのですけれども、今年度から始まったいじめDアンケート、タブレット端末でできるものだと思いますが、こちらの端末を利用して不適切指導に対するアンケート調査ができないでしょうか。今後いかがでしょうかというのが1つ目です。

次に、先日、岩手県でのいじめアンケートのニュースがありまして、それも一般質問の中でおっしゃってございました。アンケート用紙がシュレッダーで裁断されてしまったとかということでしたが、このアンケート調査から、まさにいじめのアンケート調査から不適切指導が発覚したというニュースを見ました。

今、品川区の学校で行っているいじめDアンケートについては、どのような環境で行われているのかをお聞きしたいです。担任の先生が見ている中でやっているのか、それとも、ほかの先生方が見守っている中でやっているのかというところを確認させてください。よろしく申し上げます。

○こんの委員長

それでは、今、せらく委員から、吉田議員の一般質問の学校教育現場の不適切指導についてという項目について、アンケートに関する集計だとか、取り方だとか、そうしたことについてお聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者からの答弁をいただきたいと思っております。ご準備よろしいでしょうか。お願いいたします。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

そのほかで何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時から開会でございます。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時39分閉会